

## 令和元年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和元年9月10日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	菊池 良君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	岡野 敏行君
病院事務長	須崎 洋司君	代表監査委員	佐久間 勝君

令和元年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第1号]

令和元年9月10日(火)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和元年9月10日～9月20日(11日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	7番 宮野 亨 議員 会議録署名議員の指名 8番 高橋 邦 男 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第53号	奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例	原案可決
7	議案第54号	奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第55号	奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例	原案可決
9	議案第56号	奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第57号	奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第58号	奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第59号	奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第60号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
14	認定第1号	平成30年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
15	認定第2号	平成30年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
16	認定第3号	平成30年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託

日程	議案番号	議案名	結果
17	認定第 4 号	平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
18	認定第 5 号	平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
19	認定第 6 号	平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
20	認定第 7 号	平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	決算特別委員会付託
21	認定第 8 号	平成 30 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	決算特別委員会付託
22	報告第 1 号	継続費の精算報告について	—
23	報告第 2 号	平成 30 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について	—
24	報告第 3 号	平成 30 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について	—
25	報告第 4 号	奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 30 年度分）の報告について	—
26	議案第 61 号	小丹波（宮ノ下）地内若者住宅建設工事（その 1）請負契約について	原案可決
27	議案第 62 号	小丹波（宮ノ下）地内若者住宅建設工事（その 2）請負契約について	原案可決
28	議案第 63 号	奥多摩町障害者地域活動支援センター建設工事請負契約について	原案可決
29	議案第 64 号	奥多摩駅前観光トイレ改築工事請負契約について	原案可決
30	議案第 65 号	大丹波国際釣場管理棟建設工事請負契約の変更について	原案可決
31	議案第 66 号	自治功労者の決定に同意を求めることについて	原案同意
32	議案第 67 号	奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて	原案同意
33	議案第 68 号	奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて	原案同意

（午後 4 時 24 分 散会）

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（師岡 伸公君） これより令和元年第 3 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

7 番、宮野 亨議員、

8 番、高橋 邦男議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 9 月 3 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

令和元年第 3 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 9 月 3 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります。本日から 9 月 20 日までの 11 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります。配付してあります会議予定表をごらんください。

まず、上程された議案は、全 35 件であります。本日より明日 9 月 11 日の 2 日間で審議を行います。

なお、本定例会に対する請願書及び陳情書の受付はありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

次に、一般質問であります。本会議 3 日目の 9 月 13 日に行います。通告者は 10 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされるよう、お願いいたします。

次に、9 月 17 日及び 18 日の 2 日間で、議長と議会選出監査委員を除く委員 10 名で構成する決算特別委員会を開会し、平成 30 年度の各会計の決算に関する審査を行い、2 日目の 18 日に採決を行います。

次に、9 月 20 日の本会議 4 日目は、本定例会の最終日であり、決算特別委員会に付託

し、審査が行われた平成 30 年度全 8 会計の決算についての委員長報告及び採決を行います。

次に、本日の審議内容について申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 53 号から議案第 60 号につきましては、それぞれ単独上程の上、採決につきましては、即決と決定しております。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までの 8 会計の決算認定議案については、一括で上程され、会計管理者からの説明終了後、報告第 1 号を挟み、報告第 2 号及び報告第 3 号の平成 30 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について一括で報告があります。

次に、佐久間代表監査委員より、決算並びに健全化判断比率等の審査報告を行っていただきます。代表監査委員の審査報告終了後、認定第 1 号から認定第 8 号までについては、決算特別委員会に審査を付託することに決定しております。

なお、暫時休憩をとり、正副委員長の互選も行われる予定となっております。

次に、報告第 4 号として、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についての報告があります。

次に、議案第 61 号と第 62 号の小丹波地内若者住宅建設工事（その 1）、（その 2）の請負契約につきましては、一括上程の上、採決はそれぞれ即決で。

次に、議案第 63 号から議案第 65 号の契約案件につきましては、それぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

なお、議案第 61 号から議案第 65 号までの 5 議案につきましては、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

次に、議案第 66 号 自治功労者の決定に同意を求めることについてにつきましては、単独上程の即決。

次に、議案第 67 号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて及び議案第 68 号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてにつきましては、それぞれ単独上程の即決とし、採決の方法につきましては、それぞれ無記名投票と決定しております。

本日の審議は、この議案第 68 号をもって終了し、補正予算の審議については、本会議 2 日目を明日 9 月 11 日に再開し、審議することと決定しております。

本会議 2 日目は、議案第 69 号から議案第 75 号までの令和元年度の一般会計を始めとする特別会計補正予算の 7 議案について一括上程とし、採決については、それぞれ即決と決定しております。

次に、会期中に議員提出議案の追加案件が上程される予定でございます。この追加案件については、会期中に議会運営委員会を開催し、取り扱いを審議の上、上程する予定であります。

以上が上程別・採決別取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行できますよう、議員各位並びに理事者のご協力をお願いし、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月20日までの11日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中に秋川流域斎場組合議会及び西秋川衛生組合議会が開かれておりますので、その概要を、まず、秋川流域斎場組合議会議員、小峰陽一議員よりご報告願います。小峰議員。

〔5番 小峰 陽一君 登壇〕

○5番（小峰 陽一君） それでは、第1回秋川流域斎場組合議会臨時会の報告をいたします。

令和元年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会の報告をします。

去る8月8日午後2時、西秋川衛生組合会議室において、令和元年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会が開かれ、町からは、町長、澤本議員と私、小峰と坂村環境整備課長が出席しました。

開会前に、本日の臨時会は、檜原村において村議会議員選挙に伴う組合議会議員の改選が行われ、また、あきる野市においては組合議員の改選が行われ、最初の議会となることの説明があり、全員の自己紹介が行われた後、開会しました。

議席の指定、会議録署名議員の指名、1日の会期の決定の後、諸般の報告では、管理者から本斎場も平成13年4月の供用開始から19年目を迎え、順調に稼働し、平成30年度の施設利用状況は、火葬では全体で1,440件、前年対比7件の減となり、うち、組合の利用は1,344件で全体の93.3%となっているとのこと。斎場の利用状況では全体で466件と、対前年比26件の増となり、うち、組合の利用は439件で94.2%となっているとの報告がありました。

また、工事関係では、供用開始から19年目を迎えたため、長期修繕計画に沿って、施設設備の更新や修繕工事を行ってきており、令和元年度は高圧受電設備の改修工事を予定しているという説明がありました。

次に、組合議会副議長の選挙では、議長による指名推薦により、清水満男議員が異議なく決定されました。

次に、秋川流域斎場組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、管理者から提案説明の後、質疑もなく、採決の結果、賛成多数で可決しました。

次に、秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、管理者から提案説明の後、質疑では、対象職員の状況について質問があり、答弁の後、採決した結果、賛成多数で可決しました。

次に、秋川流域斎場組合の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、管理者から提案説明の後、質疑では、消費税の使用料への反映及び経営に対する消費税の影響について質問があり、答弁の後、採決した結果、賛成多数で可決し、臨時会は閉会いたしました。

以上で、令和元年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、秋川流域斎場組合議会臨時会の報告は終わりました。

次に、西秋川衛生組合議会議員、宮野亨議員よりご報告願います。宮野亨議員。

〔7番 宮野 亨君 登壇〕

○7番（宮野 亨君） 令和元年第1回西秋川衛生組合議会臨時会の報告をいたします。

去る8月8日午後3時から西秋川衛生組合会議室において、令和元年第1回西秋川衛生組合議会臨時会が開催され、町からは町長、清水議員、石田議員、私、宮野と坂村環境整備課長が出席しました。

開会前、本日の臨時会は、あきる野市議会及び檜原村議会において、西秋川衛生組合議会議員の改選が行われ、最初の議会となることなどの説明があった後、開会しました。

議席の指定、会議録署名議員の指名、1日の会期を決定した後、諸般の報告では、合川

哲夫議員、松本ゆき子議員、中嶋博幸議員から、令和元年7月17日付で辞職願が提出され、許可した旨の報告の後、管理者から議案提出理由の説明及び近況報告がありました。

次に、西秋川衛生組合監査委員の選任については、監査委員、山口和彦氏が平成31年4月30日をもって任期満了となったので、その後任に、檜原村1,216番地、清水兵庫氏を選任したいとの提案があり、質疑もなく、採決した結果、賛成多数で決定されました。

以上で、西秋川衛生組合令和元年第1回西秋川衛生組合議会臨時会の報告を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、西秋川衛生組合議会臨時会の報告は終わりました。

次に、本定例会の開会に当たり町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日、令和元年第3回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、今年度に入り、既に皆さん、いろんな意味でご承知だと思いますけれども、町内各所でクマの出没情報が多数寄せられております。本年4月から既に93件もの目撃情報が入っており、特に7月以降は、人家付近での出没情報が多く、8月には山葵田で作業をされていた方が襲われる人的被害も発生いたしました。地域の皆様には不安を感じている方も多いのではないかと感じているところでございます。

町では、情報が寄せられるたびに、住民の安全・安心を守るため、防災行政無線放送による注意喚起、現地確認、猟友会によります捕獲檻の設置や追い払いなど、速やかに行っているところでございます。

また、児童や生徒の安全・安心のため、教育委員会においても学校から保護者へ注意喚起の連絡が行われております。

平成元年度から町におけるクマの捕獲頭数は、例年ですと0頭から1頭程度で、多くても3頭でありました。本年は既に9頭もの捕獲を行っております。

このような異常ともいえる状況では、住民の安全・安心の確保を図れないと考え、東京都知事に緊急要望をしようというふうに考えたところでございます。東京都の所管局でございます環境局と調整しましたところ、環境局も都民の生命にかかわる重大な問題と認識し、9月3日火曜日に環境局の次長及び多摩環境事務所長が来庁し、次の対応を東京都として図ることが約束されました。

まず、生息数調査を最新手法・調査規模を拡大して行うこと。次に、生息数調査の結果に基づき、保護管理計画を速やかに策定すること。さらに、町の緊急対応への財政支援と



して、冬眠期までの猟友会の見回り経費等の支援、また、檻が不足しているため、檻整備への支援などを確認しております。

いずれにいたしましても、町といたしまして住民皆様の安全・安心を守るため、観光産業課が中心になり、猟友会、あるいは東京都環境局と密接に連携し、迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。

現在、今申し上げましたような、一定のことを提案されましたので、それを具体的実行に移していくという段階に入っているところでございます。

さて、昨年より1カ月遅く、7月29日に梅雨明けが発表され、暑い日が続きました。町内には多くの郷土芸能があり、特に8月には毎週末、各地で祭礼が行われ、私も都合がつく限り各地域の郷土芸能を拝見させていただきました。どの地域でも老いも若きも一堂に会し、町外へ転出された方なども一緒になり、一生懸命に演じている様を見ますと、郷土芸能は地域コミュニティのよりどころのひとつではないかと感じたところでございます。

また、氷川小学校では、各地区の獅子舞の特徴を取り入れた氷川獅子舞を運動会などで披露しており、郷土愛を育むことや、将来の担い手の育成のために教育課程に位置づけているところでございます。

少子高齢化の著しい町であります。これからも永く郷土芸能を継承していただきたいと願うとともに、町も郷土芸能団体への支援や用具等への整備補助、映像の記録など、今後も積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、同じく教育関係でありますけれども、8月19日から23日まで神津島洋上セミナーを実施いたしました。昨年、一昨年は、天候不良により中止となり、3年ぶりの実施となりました。これにより参加機会を逸していた中学2年生も参加対象とし、37名の参加をいただき、夏休みのひととき、平成29年10月29日、友好交流を締結しております神津島の子どもたちと、にぎやかな交流を過ごしたというふうに報告を受けております。また、今後は神津島の子どもたちが奥多摩に来る予定となっております。

次に、9月1日に災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び奥多摩町地域防災計画に基づき、町、奥多摩消防署、奥多摩町消防団、青梅警察署及び地域住民が連携し、第43回奥多摩町総合防災訓練を実施いたしました。

町、防災関係機関及び住民等が一体となって防災訓練を行うことにより、機関相互の協力体制の緊密化と防災計画の運用習熟化を図り、あわせて住民の防災行動力と防災意識の向上を図ることを目的としており、町は、災害対策本部設置運営訓練を行い、各自治会は状況に応じ、出火防止訓練、避難参集訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練等の大地震の発

生を想定した訓練を行いました。

また、日原自治会においては、9月1日が祭礼でございましたので、9月2日に消防署職員、消防団員、地域住民の参加により、出火防止訓練、初期消火訓練、AEDを用いた応急救護訓練等を実施したほか、原自治会熱海地区においては、総合防災訓練当日は、出火防止訓練、非常持ち出し品の点検を行い、8月24日に消防署職員、地域住民の参加により消防署職員による防災講話、応急救護訓練を行っております。

遡ること6月28日に東京都知事により町内の該当箇所が土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンに指定をされまして、新たな土砂災害ハザードマップを作成し、8月には自治会を通じ、各世帯へ配布させていただいたところであります。

これに基づきまして、各家庭でも土砂災害に対し、危険箇所や避難所などを事前に確認していただき、災害に備えていただくようお願いしたいと考えます。

特に、災害では自助・共助・公助が言われますが、町においては広大な行政面積を有するとともに、集落が点在していることなど、公助に至るまでのタイムラグが生じる可能性がございます。このため日ごろから、まずは自助の認識を持っていただき、自分の命は自ら守る意識を強く持ってもらいたいと考えているところでございます。

今回の防災訓練に当たりましては、私を始め、管理職がそれぞれの地域に参りまして、今申しあげました自分の命を自分で守ることについて皆様方をお願いをしたところでございます。特に、21の自治会では、今、自主防災組織を全部つくっていただきました。そういう点で、常日ごろから隣近所がよく話し合いながら、公助である避難所まで到達するまでの間、自分の命は自分で守るという意識を強く持ってもらいたいというお願いをしたところでございます。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し述べます。

議案第53号 奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例は、会計年度任用職員制度の施行に伴い、その給与等について規定を整備するものであります。

議案第54号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例は、単身児童扶養者の町民税における非課税措置及び軽自動車税の種別割、環境性能割について規定を整備するものであります。

議案第55号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例は、10月からの消費税及び地方消費税の引き上げに伴い、下水道使用料徴収事務を委託している東京都水道局の料金算定に合わせ、規定を整備するものであります。

議案第 56 号 奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例は、氏の変更があった者は、旧氏を記載することができるよう、また、性同一性障害、性的指向等に配慮して印鑑登録証明書等に男女の別を削除するよう、あわせて規定を整備するものであります。

議案第 57 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、これまで放課後児童支援員の資格について、保育士の資格を有するものなど、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされてまいりましたが、政令指定都市の長が行う研修を修了した者も放課後児童支援員として従事できるよう規定を整備するものであります。

議案第 58 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が交付されたことに伴い、成年被後見人等が分譲欠格者である規定を改めるため、規定を整備するものであります。

議案第 59 号 奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等が団員になることができない規定を改めるほか、文言の整理を行うため、規定を整備するものであります。

議案第 60 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止となりました下水道事業推進員の削除及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、令和 2 年度から非常勤の特別職の扱いでなくなる、地域おこし協力隊と外国語指導助手を削除するための規定を整備するものであります。

次に、認定第 1 号から認定第 8 号までにつきましては、平成 30 年度奥多摩町一般会計を始め、特別会計及び企業会計の計 8 会計の歳入歳出決算の認定をいただく案件でございます。

次に、報告第 1 号は、平成 30 年度に終了しました継続費の精算について、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により報告をするものであります。

報告第 2 号及び報告第 3 号の 2 件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成 30 年度決算における奥多摩町健全化判断比率と奥多摩町資金不足比率について、算定基礎事項を記載した書類とともに、監査委員に審査を行っていただきましたので、その意見を付して議会に報告するものであります。

報告第 4 号は、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び

評価の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により報告するものであります。

次に、議案第 61 号から、議案第 65 号までにつきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

議案第 66 号、自治功労者の決定に同意を求めることについては、自治功労者として議長を務めた前田悦男氏を表彰することについて、奥多摩町表彰条例の規定に基づき、議会の同意を得るものでございます。

議案第 67 号 奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについては、令和元年 9 月 30 日をもって満了となる教育長、若菜伸一氏の後任として、再び同氏を任命するため議会の同意を得るものでございます。

議案第 68 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、令和元年 9 月 30 日をもって満了となる教育委員、石田充法氏の後任として、再び同氏を任命するため、議会の同意を得るものでございます。

議案第 69 号から議案第 75 号までにつきましては、現在執行しております令和元年度奥多摩町一般会計及び特別会計の 7 会計の補正予算であります。

以上、条例の制定議案が 1 件、一部改正議案が 7 件、決算認定が 8 件、報告案件が 4 件、工事請負契約案件が 5 件、自治功労者の決定に同意を得る案件が 1 件、教育委員会の委員等任命について同意を得る案件が 2 件、補正予算案件が 7 件の計 35 件であります。

これらの議案の具体的内容につきましては、副町長を始め、所管の課長から説明させていただきますが、いずれの議案につきましても、町の事務事業を執行していく上で、必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、7 月 24 日に東京 2020 オリンピック競技大会開催 1 年前の節目の日として、記念セレモニーが東京国際フォーラムで開催されました。私も師岡議長とともに出席をいたしました。オリンピックまで 1 年を切り、今後、さまざまなイベントなどでさらに機運の醸成を図ってまいりたいと思っております。

町でも、来年 7 月 12 日の日曜日には聖火リレーが行われる予定でありますので、すばらしい大会になるよう、町としてもさまざまな取り組みを通じて、可能な限り大会を盛り上げてまいりたいと考えております。

10 月 1 日には消費税が 8 % から 10 % に引き上げられることに伴い、町では低所得者・子育て世帯向けにプレミアムつき商品券の発行を行うため、本年 6 月の第 2 回、町議会定

例会において補正予算を計上させていただきましたが、消費税引き上げを間近に控え、現在、所管課において申請を受け付けているところでございます。

また、一時休診をしておりました古里診療所が、この 10 月 1 日より再開をいたします。公益社団法人地域医療振興協会を指定管理者とする公設民営方式により運営し、送迎につきましても以前と同様に行う予定でございます。住民皆様に対して、よい方向で再開できる運びとなりまして、ほっとしているところでございます。その内容でございますけれども、内科を中心としてやりますけれども、整形外科につきましても曜日によって来ていただく。また、新たに皮膚科も、毎日ではありませんけれども、実施をしていく予定でございます。そういう点で、地域の皆様の安全・安心のために、また、健康を維持するために 1 日から再開をいたす所存でございます。

私といたしましても引き続き、だれもが住みたい、住み続けたいまちを実現するべく、第 5 期奥多摩町長期総合計画に基づき、職員とともに精いっぱい邁進する所存でございますので、議員皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げ、令和元年第 3 回奥多摩町議会定例会の開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午前 10 時 55 分から再開とします。

午前 10 時 41 分休憩

午前 10 時 55 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審議に入ります。

日程第 6 議案第 53 号 奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 53 号 奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の報酬、期末手当等の支給等につい

て規定するため、条例を制定する必要があるためでございます。

新設条例でございますが、次のページに趣旨第1条から4枚おめくりいただいて、裏面の委任条例第31条までの条例の規定と、附則で施行期日と経過措置を定め、次のページに別表として、会計年度任用職員の給料表・等級別基準職務表を規定しております。

本条文と同様に、要点をまとめました奥多摩町会計年度任用職員の給与等に関する条例の概要、A3判の両面資料をお配りさせていただきましたので、概要版の資料でご説明申し上げます。

初めに1として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）では、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員の給与等について規定を整備するものでございます。会計年度任用職員の制度として、同一労働同一賃金の観点のもと、従来の臨時職員、賃金・委託は、その業務内容、時間に応じて、フルタイム、またはパートタイムの会計年度任用職員、給料・報酬・手当に移行するものでございます。

次に、2として、町における関係例規の制定、改正等を予定として示したものでございます。

(1) 令和元年第3回定例会、本議会でございます。同職員の募集要項にかかわる例規を整備するもので、①として、給与等に関する条例を制定し、②として、勤務時間、休日、休暇等に関する規則を整備するものでございます。

(2) 令和元年第4回定例会、12月議会でございますが、同職員の給与等の決定、任用に係る例規を整備するものでございます。関係条例、関係規則を整備してまいります。

(3) その他といたしまして、今後、臨時議会、もしくは第4回定例会で給与改定の状況等により、職員給与条例の一部が改正を行われる場合には、その条例に従いまして準用するものでございます。

次に、3として、制度施行期日日程は、来年4月の施行までの準備日程等を進行管理を示したものでございます。令和元年9月議会、条例の上程、本議会に示します議案を示すものでございます。以降、11月、会計年度任用職員募集開始、随時選考してまいります。12月議会では、同職員の給与等の決定、任用に係る例規を整備するものでございます。令和2年1月、会計年度任用職員の給与、報酬の決定を行い、3月、会計年度任用職員採用予定者説明会を予定しております。4月1日、会計年度任用職員の制度の施行を行って

まいります。

次に、4として、会計年度任用職員の給与等に関する条例の概要につきまして要点をご説明申し上げます。

奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第12号、以下「給与条例」という）を準用し、会計年度任用職員、フルタイム、パートタイムの給与等について規定を整備するものです。

フルタイム会計年度任用職員でございますが、常勤職員と勤務時間が同じで、週5日、1日7時間45分の勤務でございます。町におきましては、一般事務職の臨時職員のほか、森林保安員など約7名を予定しております。

パートタイムの会計年度任用職員でございますが、常勤職員より勤務時間が短い勤務となります。町においては、一般事務の臨時職員のほか、学童指導員、外国語指導助手、教育支援員、給食センター調理員、病院当直医等約120名の予定でございます。

次に、条例の概要、条項規定一覧表でございますが、表中は、条例の要点をまとめたものでございます。条項規定の内容の順にご説明いたします。

第1条根拠法令は、地方自治法、地方公務員法、地方公営企業法等でございます。

第2条会計年度任用職員の給与の内容では、フルタイム会計年度任用職員は、給料、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当等を規定し、パートタイムは、報酬、期末手当を規定するものでございます。

ここからはフルタイム会計年度任用職員の給与関係では、条例第3条から第17条までを規定し、第3条フルタイム会計年度任用職員の給料表は、給与条例から適用し、会計年度任用職員の職務の複雑、困難、責任の程度に基づき、常勤職員との権衡及び職務の特殊性を考慮し、職種の区分に応じて適用するものでございます。

第4条第1項同職員の職務、等級を別表で規定し、同条第2項同職員の職務の等級は任命権者が決定し、第5条同職員の給料の号給は、町長が別に定める基準に従い、任命権者が決定し、第6条同職員の給料の支給日は、現在臨時職員の賃金支給日の毎月15日を予定するものです。

第7条同職員の地域手当は、給与条例を準用し、以下、第8条通勤手当、第9条時間外勤務手当、第10条休日勤務手当、第11条夜間勤務手当、第12条第1項同職員の宿日直手当は給与条例を準用するものでございます。同条第2項宿日直の勤務は、時間外、休日・夜間勤務には含まれないものとし、第13条同職員の1時間当たりの給与額は、各手当の算定時の端数処理は50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上

げとするものでございます。

次に、裏面をごらんください。第 14 条第 1 項同職員の期末手当は、給与条例を準用し、同条第 2 項、同職員の任期が 6 カ月継続でなくても合計 6 カ月以上で同職員の対象となる規定を、同条第 3 項 6 月の期末手当は、同職員の任期が前年から継続して 6 カ月以上で同手当の対象とするものです。

第 15 条同職員の特殊勤務手当は、給与条例を準用するものでございます。

第 16 条同職員の時給の計算は、給与条例を準用し、第 17 条同職員の給与の減額については、無給の休暇の場合には 1 時間を単位に減額するものです。

次に、パートタイムの会計年度任用職員の給与関係では、第 18 条から第 28 条までの規定を整備するものです。

第 18 条第 1 項パートタイム会計年度任用職員の報酬の月額を規定し、同条第 2 項同報酬の日額の算定を、同条第 3 項同報酬の時間額の算定を、同条第 4 項同報酬の基準月額を、本条例第 3 条から第 5 条までの規定を適用し、算出した額を規定するものです。

第 19 条同職員の特殊勤務に係る報酬は、給与条例、町規則で算定する規定を整備するものです。

第 20 条第 1 項同職員の時間外勤務に係る報酬の割合を規定し、同条第 2 項同報酬は、時給に次の割合を乗じて算定し、1 号、2 号では、それぞれ割合を規定するものです。同条第 3 項同報酬の週休日の振り替え時は時給に次の割合を乗じた算定方法とし、同条第 4 項同報酬の 1 カ月 60 時間超過時は、時給に次の割合を乗じて、1 号、2 号では、それぞれ割合を規定するものでございます。

第 21 条第 1 項同職員の休日勤務に係る報酬を規定し、同条第 2 項同報酬は、時給に 100 分の 125 から 100 分の 150 の割合を乗じて算出し、同条第 3 項同報酬の支給を、第 22 条第 1 項同職員の夜間勤務に係る報酬を、同条第 2 項同報酬は、時給に 100 分の 25 の割合を乗じて算出するものです。

第 23 条同職員の各報酬の算定時の端数処理を規定するものです。

第 24 条第 1 項同職員の期末手当を規定し、同条第 2 項同職員の任期が 6 カ月継続しなくても、合計が 6 カ月以上で同手当の対象となるもので、同条第 3 項 6 月の期末手当は、同職員の任期が前年度から継続して 6 カ月以上で同手当の対象となるものです。

第 25 条第 1 項同職員の報酬の支給日は、現在の臨時職員の賃金支給日の毎月 15 日を予定するものです。同条第 2 項同職員の報酬の日額時間額は、勤務状況に応じて支給を規定し、同条第 3 項右の表をごらんください。同職員の退職時の月額の報酬を、同条第 4 項同



職員の報酬の日割り計算を規定するもので、第 26 条第 1 項同職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務の報酬の時間給の算定方法として、1 号では月額、2 号では日額、3 号では時間額による報酬の算定方法を規定するものです。同条第 2 項同職員の報酬減額時の時間給の算定方法として、1 号では月額、2 号では日額による報酬の算定方法を規定するものでございます。

第 27 条第 1 項同職員の月額の報酬の減額は、勤務をしない 1 時間につき前条第 2 項第 1 号の算出額を減額するもので、同条第 2 項同職員の日額の報酬の減額は、職務をしない 1 時間につき前条第 2 項第 1 号の算出額を減額するものです。

第 28 条第 1 項同職員の通勤に係る費用弁償を常勤職員と同様に支給する規定を、同条第 2 項同費用弁償の通勤回数が少ない場合の算定方法は、給与条例の規定を例により、常勤職員と同様に支給する規定を定め、第 29 条会計年度任用職員フルタイム、パートタイムの給与控除は給与条例を準用し、第 30 条会計年度任用職員の給与の特例対象は、国通知を受け、外国語指導助手等を規定し、第 31 条本条例の委任として必要な事項は町長が別に定めるものといたします。

附則第 1 項本条例は、施行期日を令和 2 年 4 月 1 日から施行し、附則第 2 項会計年度任用職員の期末手当の経過措置といたしまして、令和 2 年度、令和 3 年度の 2 カ年度を規定するものでございます。

次の別表第 4 条関係、会計年度任用職員の給料表・等級別基準職務表を示すもので、①では、5 種類の職種と給与表は給与条例に規定する常勤職員の職種と給料表を準用するものです。

②として、職務の等級の 1 等級は常勤職員の主事職に相当し、同 2 等級は常勤職員の主任職に相当するものでございます。

③は、職種を示すものでございます。

次の参考は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の概要を示すものでございます。奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 17 年条例第 10 号、以下「勤務条例」という）を準用し、会計年度任用職員フルタイム、パートタイムの勤務時間、休日、休暇等について規定を整備し、なお、休暇につきましては、都市町村課の技術的助言を踏まえながら、町職員ではなく、国の常勤職員の制度を準用するものでございます。

以上で、議案第 53 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 53 号の質疑を行います。質疑はありませんか。6 番、石田芳英議員。

○6 番（石田 芳英君） 6 番、石田でございます。

今回、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員の採用の新設の条例ということでございますけれども、1 点教えていただきましたんですけど、例えばフルタイム会計年度任用職員の方は、一般の職員の方と大体同程度の職務をされるんですけども、雇用期間の保証みたいなものはどうなっているのかというのをちょっとお聞きしたいんですけども、お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6 番、石田議員のご質問にお答えいたします。

雇用規定でございますけれども、こちらは 1 年を単位となりますので、1 年ごとに採用となります。その際には、やはり採用された場合には辞令等を示して、職務の内容、時間等、給与等も示されることとなっております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。4 番、清水明議員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

2 点ほど。1 年単位の雇用ということであると、退職金の関係はないというふうに判断してよろしいのかということと、あと社会保険の関係はどのように扱われるのか、この 2 点について質問いたします。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 4 番、清水議員のご質問にお答えいたします。

退職金の関係でございますけれども、フルタイム会計年度職員には退職金の制度が入ってまいります。

また、2 点目でございますけれども、社会保険の関係でございますけれども、こちらにつきましては、職務の業務内容によって、また、時間等によっても変わってくるんですけども、例えばフルタイムの場合ですと、7 時間 45 分以上ということで、またそれぞれ細かい規定があるんですけども、こちらにつきましては職員と同じ地方公務員の共済制度になってまいります。

また、パートタイムの一例でございますけれども、やはり常勤の 4 分の 3 未満である者のうち、週の所定労働時間が 20 時間以上であること、また、賃金の月額が 8 万 8,000 円

以上であることというような、まだ細かい規定はたくさんあるんですけども、そちらについては厚生年金、社会保険の制度となっておりまいます。社会保険の制度の中には、医療保険ですとか、年金、雇用保険、労災保険なども含まれてまいます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 53 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 53 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 53 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 53 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 54 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第 54 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めるものでございます。

今回の主な改正内容は、子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置、車体課税の見直しに伴う軽自動車税の種別割、環境性能割の規定の整備及び皆減に伴い、現行条文の元号を改めるものでございます。

条例改め文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付をさせていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の改正概要により、ご説明を申し上げます。概要書の 1 ページをごらんください。

なお、今回改正は、施行日もさまざまとなっておりますことから、施行日につきまして

も概要書でご説明をいたします。

初めに記載しております内容は、ただいまご説明いたしました法改正に伴い、所要の条例改正を行うことを記載したものでございますので、6行目の主な改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、単身児童扶養者の町民税における非課税措置は、条例第24条を改正するもので、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給されます児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対しまして、令和3年度分からの個人住民税を非課税とする措置の改正で、施行は令和3年1月1日となります。

次の改正は、個人住民税の非課税措置に伴う扶養親族申告書等の改正でございますが、条例第35条の3の2、条例第35条の3の3を改正するもので、ただいまご説明を申し上げました子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置に対応するため、申告書に単身児童扶養者を加えるとともに、措置の開始は令和3年度分からなり、申告に記載する所得につきましては前年所得ということになりますので、扶養親族申告書の手続につきましては施行日を1年前の令和2年1月1日とするものです。

次からの改正につきましては、軽自動車税の関係となります。今回の改正につきましては、平成28年第3回定例会及び平成29年第1回定例会で改正のご承認をいただいたものの改正となります。

初めの改正は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減でございますが、条例附則第13条の2及び条例附則第13条の6を改正するもので、この令和元年10月1日に施行となります環境性能割の税率につきましては、消費税の引き上げに伴う対応といたしまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用軽自動車について下の表の真ん中の枠にございます税率を、表の右側の税率に軽減する措置を講ずるものです。

次の2ページをお開きください。次の改正の環境性能割の非課税及び減免基準の統一ですが、条例附則第13条の3を改正するもので、自動車取得税を廃止し、創設されました軽自動車税の環境性能割につきましては、市町村民税とありますが、その賦課徴収事務につきましては、当分の間、東京都が行うこととされていることから、非課税及び減免につきまして東京都の基準と合わせるものでございます。

具体的には、括弧書きの主な内容に記載をいたしましたが、1つ目の日本赤十字社が所有する軽自動車及び2つ目の記載の障害のある方のために使用する軽自動車に係る環境性能割の非課税基準を都の基準に統一するもので、令和元年10月1日施行となります。

次の改正は、軽自動車税のグリーン化特例の見直しとしまして、条例附則第 14 条を改正するもので、燃費性能のすぐれた自動車等の普及の観点から、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例の見直しを図るもので、1つ目としましては、現行の特例期間を2年延長するもので、1つ目の表の現行及び令和2、3年課税でございますように、区分に応じまして3段階の軽減税率を令和3年度まで延長するもので、施行は令和元年10月1日となります。

2つ目の改正は、適用区分を限定した上で、グリーン化特例の適用をさらに2年間延長するもので、一番下の表でございます電気自動車、天然ガス自動車のみを適用の対象とする改正で、令和3年4月1日施行となります。

最後に、3ページをごらんください。このページに記載しております条文につきましては、平成で記載しております適用年度等を改元によりまして令和に改めるもので、適用年に変更はございません。

以上で、議案第 54 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 54 号の質疑を行います。2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

質問ではありませんので、答弁は必要ありません。

本議案に対し、反対ではありませんが、一言意見を述べさせていただきます。

10月1日から自動車取得税が廃止となり、環境性能割が導入されます。この環境性能割は、軽自動車の場合、取得時に2%の税率が適用されますが、今回の条例改正は、消費税率引き上げに伴う対応として、2019年10月1日から2020年9月30日の1年間に限り、本来2%のところ1%に減税するというものです。奥多摩町としては税収が落ちるわけですが、その分は国が全額交付税で措置するとあります。

消費者にとっては、軽自動車購入の際、今までより2%多い消費税を払うわけですから、1%減税したところで、どれほど購入意欲がわくか疑問です。しかも、1年過ぎればこの対策は終わりですから、まさにその場しのぎの対策です。

今回の地方税法の改正のねらいは、一つは、消費税を10%に引き上げることに對する国民の不安や不満を和らげること、もう一つは、消費税増税による景気の落ち込みを最小限に抑えること、つまり、過半数の国民が反対している消費税増税を強行するための地方税法改正と言えます。

政府が消費税増税の対策として打ち出している今回の条例改正は、わずか1年や2年限りの対策でしかなく、効果が疑問です。

軽減税率やポイント還元、プレミアム商品券も内容が複雑過ぎて混乱が必至の対策です。商店や自治体にとっては、余分な出費や手間を強いられるものであり、消費者にとっては、今回のさまざまな対策が消費税増税分を補ってくれるような規模のものでないことは明らかです。

そんな対策に国の予算を使うより、消費税増税をやめてもらったほうがよほど助かります。増税を強行すれば、町民の暮らしも、地域経済も、そして、日本の経済も一層の低迷に陥ることは明らかです。

町として、国が決めたことだから仕方ないと上意下達的に従うのではなくて、職員の負担増にもなるさまざまな一時しのぎの対策は迷惑だと、それよりも住民の暮らしを守るためにも消費税の増税は中止すべきだと国に対して声を上げていただきたいと切に要望いたします。

また、前年の合計所得金額135万円以下である未婚のひとり親に対し、個人住民税を非課税措置にする改正は評価できるものであり、本議案に対し、総合的に見て賛成といたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第54号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第54号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第54号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第54号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第55号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。環境整備課長。

〔環境整備課長 坂村 孝成君 登壇〕

○環境整備課長（坂村 孝成君） 議案第 55 号 奥多摩町下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）等の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例の改め文もございますが、新旧対照表にてご説明させていただきます。新旧対照表の 22 ページをごらんください。

附則の改正でございます。内容につきましては、令和元年 10 月から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることとなっておりますが、このことに伴い、町が下水道使用料徴収事務を委託しております東京都水道局の料金徴収規定に合わせた所要の整備を行うものでございます。

新たな附則では項立てを行い、第 1 項では、施行期日を定め、第 2 項では、経過措置を定めております。この経過措置の内容でございますが、下水道使用料につきましては、水道使用料と合わせ、2 カ月に 1 度の検針時に 2 カ月分の使用料を各戸から徴収させていただいております。

今回の条例改正では、水道使用料と同様に、新税率の適用基準日を 11 月 1 日とすることとし、基準日後の汚水の排水に係る 12 月分の使用料から新税率を適用することとなっておりますが、基準日以前の使用料、または 11 月分として算定される使用料につきましては、税率引き上げ前の従前の例によることとし、経過措置を行うものでございます。

第 3 項の規定につきましては、第 2 項に基づく使用料の算定で基準日後の最初に認定する汚水の排出量は、各月均等に排出したものとみなす規定でございます。

以上で、議案第 55 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 55 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 55 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 55 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第8 議案第55号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第55号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第56号 奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 原島 滋隆君 登壇]

○住民課長(原島 滋隆君) 議案第56号 奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明をいたします。

提案の理由でございますが、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)等の施行に伴い、規定を整備する必要があることから、議会の議決を求めらるるものでございます。

今回の改正では、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令に伴い、平成31年4月17日付総務省通知、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に基づき、婚姻等により氏の変更があったものが旧氏を記載することができるようにするための改正及び平成28年12月12日付総務省自治行政局住民制度課長通知により、印鑑登録証明書等に男女の別を記載しない取り扱いについて差しつかえない旨の通知があったことから、性同一性障害、性的指向等へ配慮するため、印鑑登録原票等の記載事項から男女の別を削除するための規定を整備するものです。

条例改め文もございりますが、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。新旧対照表の23ページをお開きください。

第7条印鑑登録の制限は、印鑑登録をすることができない事項を定めているものですが、第1項第1号及び第2号において、旧氏を記載することができるよう規定を整備し、次の第8条印鑑登録原票は、印鑑登録原票に記載する登録事項を定めているものですが、第1項第3号では、登録事項に旧氏の追加及び総務省からの事務処理要領の一部改正にあわせ、磁気ディスクによる記録を含むことを加え、新旧対照表の右側、改正前の同項第5号の男女の別を登録事項から削り、第6号から第8号を1つずつ繰り上げ、同条第2項は、事務処理要領の改正にあわせ、磁気テープを磁気ディスクに改め、次の第15条印鑑登録の抹



消は、印鑑登録の抹消事項を定めているものですが、次のページをお開きいただきまして、第1項第5号では、下線部のように、氏に旧氏を含むことを加えるもので、次の第17条印鑑登録の証明は、第8条第2項同様に、磁気テープを磁気ディスクに改めるものです。

次に、附則といたしまして、この条例は、令和元年11月5日から施行する。

以上でございます。

以上で、議案第56号 奥多摩町印鑑条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第56号の質疑を行います。質疑はありませんか。6番、石田芳英議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

今回、印鑑登録の制限ということで、登録することができない規定ということでございますけれども、実際、登録した場合に、この旧氏というのは印字されるのかどうかというのをちょっと確認したいんですけども。

○議長（師岡 伸公君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 6番、石田議員の旧氏の記載の内容がどういったものかということによろしいでしょうか。

旧氏につきましては、先ほどもご説明したとおり、婚姻等によって氏が変わった場合に、その前の氏もあわせて記載をするというのですが、こちらにつきましては、例えば出生のときにAという名字であり、婚姻によってB、そして、離婚、また再婚してCというような変遷があった場合についてですが、初回の登録につきましては、A、B、Cいずれでもできることとされております。

ただし、2回目の登録の際には、直前の氏のみと、こちらが登録をできるということになっておりますので、まず最初に登録をするときには、これまで使った氏であれば、いずれの氏でも登録ができるということになります。

また、登録の内容ですが、例えば私の場合で、私は別に氏は変わっておりませんが、原島という氏でいて天野という氏にかわって、原島というのを入れたい場合についてですが、天野滋隆という間の括弧書きで原島というものが入るという記載になります。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 石田芳英議員。

○6番（石田 芳英君） そうしますと、印鑑証明書を入手したときに括弧書きで入ると

ということですが、例えば反対に入れたいほうがいいというケースもあると思うんですけど、そういう場合は入れなくてもいいというか、選択できるという制度になるのでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 6番、石田議員のご質問にお答えをいたします。

こちらは申請によるもので、例えばお仕事をされていて、旧氏で知れわたっているんで、そのまま旧氏としてお仕事をされるとか、そういう場合に旧氏があったほうが都合がいいといたしますか、旧氏を使いたいという方の要望に沿うものでございますので、全員が旧氏をつけるというのではなくて、申請によって必要な方のみが旧氏を記載することができるということです。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第56号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第56号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第56号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第56号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第57号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 菊池 良君 登壇〕

○福祉保健課長（菊池 良君） 議案第57号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一

部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 50 号）の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 25 ページをごらんください。

第 10 条第 3 項におきまして、下線の部分を追加するもので、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業でございますが、この事業に携わる放課後児童支援員の資格要件に、地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長、いわゆる政令で指定する人口 50 万以上の市の長が行う研修を修了した者と追加されたことにより、整備するものでございます。

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 57 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明を終了いたします。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 57 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 57 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 57 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 57 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 議案第 58 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長 新島 和貴君 登壇〕

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 議案第 58 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布されたことに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

この法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、各法律における成年被後見人等に係る欠格事項、その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものでございます。

それでは、条例の改め文もでございますが、新旧対照表の 26 ページをお開きください。

分譲欠格者として、第 3 条第 1 号に規定されている成年被後見人、または被保佐人の項目を削るものです。これにより、今後は成年被後見人、または被保佐人が分譲地を購入することが可能になるものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 58 号 奥多摩町宅地分譲条例の一部を改正する条例の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 58 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 58 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 58 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 59 号 奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 59 号 奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に

関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布され、地方公務員法（昭和 25 年法律 261 号）の一部が改正されたことに伴い、成年被後見人等が消防団員となることができないとする規定を削除し、条文中の文言を改めるものでございます。

条例改め文もでございますが、新旧対照表でご説明申し上げます。新旧対照表 27 ページをごらんください。

第 5 条第 1 号を削り、同条第 2 号中、「禁固」を「禁錮」に改め、同条第 1 号とし、同条第 3 号中、「第 6 条」を「次条」に、「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とするものです。

次に、第 6 条第 1 項中、「免職」を「懲戒免職」に改め、同条第 2 項第 1 号中、「第 3 号」を「第 2 号」に改め、第 9 条中、「つぎ」を「次」に改め、同条様式中、「平成」を削ることから改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 59 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 59 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 59 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 59 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 59 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 60 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 60 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

提案の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行により、非常勤の特別職について規定を整備する必要があるためでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表 28 ページをごらんください。

別表の改正となります。第 1 条関係では、別表中、下線の部分の下水道事業推進員の項を削るもので、この下水道事業推進員は、当初の目的が達成されたため、平成 31 年 3 月 31 日の任期をもって終了となったことから改正するものでございます。

次の 29 ページをごらんください。第 2 条関係では、別表中、下線の部分の地域おこし協力隊の項及び外国語指導助手の項を削るもので、先ほど議案第 53 号でご決定いただきました会計年度任用職員の給与等に関する条例にかかわるもので、地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、地域おこし協力隊、外国語指導助手につきましては、会計年度任用職員へ移行することから改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、ただし、第 2 条の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 60 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 60 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 60 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 60 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 60 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開といたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 14 認定第 1 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 15 認定第 2 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 16 認定第 3 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 17 認定第 4 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 18 認定第 5 号 平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 19 認定第 6 号 平成 30 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 20 認定第 7 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 21 認定第 8 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上 8 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者 加藤 芳幸君 登壇〕

○会計管理者（加藤 芳幸君） それでは、認定第 1 号から認定第 8 号までの平成 30 年度一般会計歳入歳出決算を始めとする特別会計、企業会計の決算につきまして、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付すべく、その提案のご説明を申し上げます。

なお、本件につきましては、議会運営委員長からの報告がありましたとおり、決算特別委員会を設置し、審査を付託することとなりましたので、一般会計、特別会計、企業会計の順に概要の説明を申し上げます。

初めに、認定第 1 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。決算書の 3 ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、歳入の収入済額の合計は、3ページの表の一番下の行にございます65億2,408万6,456円で、対前年度比895万9,178円、0.1%の減となりました。

その主な要因につきましては、町の大きな財源の一つとなっております地方交付税の増額、はとのす荘など、指定管理者制度での使用料及び定住化対策に伴う町営住宅等の使用料の増額はあるものの、国・都の支出金、町税等の減額及び税連動交付金につきましても利子割交付金等増額の部分もありますが、地方消費税交付金が国の精算基準の見直しにより減額となる等、全体では減額、諸収入につきましても受託事業の減少により、減額となっております。歳入全体では、前年度に比べて減額となりました。

また、収入未済額につきましては、町税ほか179万595円で、対前年度比245万353円、57.8%の減となりました。

なお、地方税法第18条等により80万8,940円の不納欠損処分を行いました。詳細につきましては、事務報告書の122ページ及び123ページに詳細が載っておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、4ページからは歳出でございます。6ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は、6ページ表の一番下の行にあります63億6,947万2,879円で、対前年度比1,188万623円、0.2%の増となりました。

その主な要因は、総務費では、総務管理費が災害対策用職員住宅建設事業費などの増額はあったものの、財政調整基金、庁舎建設基金、減債基金への積立額の減及び選挙費等が減額で、総務費全体では減額。

衛生費では、清掃費が西秋川衛生組合し尿処理分賦金の減等による減、公債費も長期債元利償還金の減により減額となっておりますが、民生費では、社会福祉費の介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計繰出金の増などにより増額。

農林水産業費が、森林再生事業の減等により、農業費、林業費は減額しているものの、水産費で内水面漁業環境活用施設整備事業などの増により、農林水産費全体では増額。

商工費が、観光トイレ改修工事及び交流宿泊体験施設改修工事の実施等により増額。

土木費では、土木管理費、道路橋梁費で減額。若者住宅建設工事及び下水道会計への繰出金等により、住宅費と下水道費が増となり、土木費全体では増額となっております。

消防費が、防災行政無線デジタル化更新工事の実施による増額。

教育費では、中学校費が、教室等木質化整備及びエアコン設置工事が昨年度で完了したことにより、減額となっておりますが、教育総務費、小学校費で外国語青年招致事業助手報酬の皆増、古里小学校水道直結化工事及び氷川小学校体育館非構造部材耐震化等の工事



の実施により増額し、教育費全体では増額。

その他、台風 24 号による災害復旧費等が増額となり、歳出全体では、前年度に比べ増額となりました。

その結果、歳入歳出差し引き残高は 1 億 5,461 万 3,577 円となります。

なお、平成 30 年度に執行した個々の事業につきましては、事務報告書に詳細が載っておりますので、後ほどご参照をいただければと思います。

次に、125 ページをお開きください。こちらは、実質収支に関する調書でございますが、3 の歳入歳出差引額から 4 の翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の 1 億 5,461 万 3,577 円が実質収支額となりました。

なお、126 ページ以降の財産に関する調書につきましては、後ほどご参照をいただきたいと思ひます。

次に、認定第 2 号 平成 30 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

奥多摩町都民の森は、森に触れる、森を歩く、森を育てるをテーマに、山村の生活体験や登山、自然体験及び森林作業体験など、都民が自然と触れ合う場の拠点として平成 5 年にオープンした東京都の施設でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

決算書の 1 ページをお開き願ひます。歳入の収入済額の合計は 7,746 万 2,781 円で、対前年度比 25 万 3,595 円、0.3%の増となりました。

2 ページをごらんください。歳出の支出済額の合計は 7,363 万 4,641 円で、対前年度比 116 万 7,926 円、1.6%の減となりました。

次に、9 ページの実質収支に関する調書をお開き願ひます。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の 382 万 8,140 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 3 号 平成 30 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

山のふるさと村は、都民の健全なレクリエーション需要に対処するため、自然利用の拠点として奥多摩湖畔に施設を整備し、東京都内に残存する貴重な自然を広く都民に楽しんでもらうことを目的に、平成 6 年度に全面オープンした東京都の施設でありまして、東京都より指定管理を受け、施設の管理運営を行っております。

決算書の 13 ページをお開き願ひます。歳入の収入済額の合計は 1 億 6,390 万 162 円で、

対前年度比 44 万 6,768 円、0.3%の減となりました。

14 ページをごらんください。歳出の支出済額の合計は 1 億 6,024 万 9,291 円で、対前年度比 132 万 1,684 円、0.8%の減となりました。

次に、21 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。こちらにつきましても歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額の 365 万 871 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 4 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

国民健康保険制度におきましては、国の社会保障と税の一体改革の一環として抜本的な制度改革が行われ、これにより平成 30 年度から国保の運営主体が、これまでの市町村単位から都道府県単位となり、国、都道府県、市町村の役割分担が定められました。この制度改革によりまして、市町村は、医療の急増等による財政リスクがなくなる等、国、都道府県、市町村が応分の責任を果たすことにより、将来にわたって国民健康保険を持続可能な制度とすることとされました。

しかし、引き続き、国民健康保険事業の運営は、加入者の高齢化、医療技術の高度化に伴う医療費の増加等依然厳しい状況にあり、安定した事業運営を行うためには適正な課税、徴収による収入の確保はもとより、特定健診などの受診率の向上と保健事業の拡充により疾病の予防を図り、医療費の抑制に努める必要があります。

決算書の 1 ページをお開きください。歳入の収入済額の合計は、1 ページの表の一番下の行にあります 7 億 6,538 万 2,627 円で、対前年度比 1 億 4,323 万 727 円、15.8%の減となりました。収入未済額は 218 万 1,100 円で、対前年度比 26 万 8,300 円、11.0%の減となり、不納欠損額は 44 万円で、対前年度比 79 万 380 円、64.2%の減となりました。

次に、2 ページから歳出になります。3 ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は 3 ページ、表の一番下の行にあります 7 億 4,341 万 4,007 円で、対前年度比 1 億 4,669 万 1,055 円、16.5%の減となりました。

次に、20 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の 2,196 万 8,620 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、21 ページを後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 5 号 平成 30 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするため、老人保健制度にかわる新しい制度として平成20年4月に創設されましたが、平成27年の医療保険制度改革骨子において、制度創設後の激変緩和対策として国費により行っていた特別な保険料軽減措置につきまして、低所得者に配慮しつつ、令和元年度より段階的に本則に戻すこととされております。

決算書の25ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は2億927万6,452円で、対前年度比1,498万2,929円、7.7%の増となりました。収入未済額につきましては、29万2,800円で、対前年度比62万1,800円、68%の減となりました。不納欠損額は66万8,200円、対前年度比1万4,000円、2.1%の減となっております。

次に、26ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は1億9,973万4,013円で、対前年度比1,149万5,953円、6.1%の増となりました。

次に、35ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額954万2,439円が実質収支額となりました。

次に、認定第6号 平成30年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、平成30年度が第7期介護保険事業計画に基づく3年間の事業運営期間の初年度でありましたが、平成27年度以降には介護保険法関係の大幅な改正もなかったこともあり、今期の計画につきましては、第6期計画から大きな変更はない計画となっております。

決算書の39ページ、40ページをお開き願います。歳入の収入済額の合計は、40ページ、表の一番下の行にあります8億7,903万3,104円で、対前年度比7,765万3,867円、9.7%の増となりました。収入未済額につきましては123万4,600円で、対前年度比55万7,700円、31.1%の減となりました。

なお、不納欠損額は101万4,900円で、対前年度比26万4,900円、35.3%の増となりました。

次に、41ページ、42ページをお開きください。歳出の支出済額の合計は、42ページ、表の一番下の行にあります8億6,339万2,913円で、対前年度比8,241万6,271円、10.6%の増となりました。

次に、59ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年

度に繰り越すべき財源がありませんので、歳入歳出差引額 1,564 万 191 円が実質収支額となりました。

なお、財産に関する調書につきましては、6 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、認定第 7 号 平成 30 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

下水道は、公衆衛生の向上、生活環境の改善、そして、多摩川上流域の水源地の町として河川の水質改善に大きな役割を果たしております。

平成 31 年 3 月末現在の水洗化率は、小河内処理区が 99.5%、奥多摩処理区につきましては 85.2%となっており、奥多摩町全体の水洗化率につきましては 85.9%となっております。

決算書の 1 ページをお開きください。歳入の収入済額の合計は 5 億 6,519 万 7,381 円で、対前年度比 4,143 万 8,439 円、7.9%の増となりました。収入未済額及び不納欠損額はありませんでした。

次に、2 ページ、歳出でございますが、歳出の支出済額の合計は 5 億 6,519 万 5,423 円で、対前年度比 4,143 万 7,782 円、7.9%の増となりました。この増額の主な要因は、消費税納付金等、減額のものもありましたが、奥多摩町事業継続計画策定業務委託、小河内処理区及び奥多摩処理区に対する令和元年度から令和 6 年度までの事業計画作成委託の皆増、公債費で元利償還金の増によるものでございます。

次に、12 ページの実質収支に関する調書をお開き願います。歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差引額の 1,958 円が実質収支額となりました。

次に、認定第 8 号 平成 30 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

奥多摩病院につきましては、地域医療の拠点として、また、山間部の僻遠地での健康管理や医療ニーズに対応するため、附属診療所への出張診療や在宅で医療が受けられる訪問診察、訪問看護などを行うなど、この地域にとって欠かせない病院として信頼をいただいております。平成 31 年 3 月よりは、地域包括ケア病床の運用も開始し、住民の期待と信頼に応えられる病院として一層のサービスの充実を図っております。また、観光地の奥多摩町に位置しているため、地域の方々の中核医療施設としてだけでなく、ハイキングや登山、キャンプなどで訪れる観光客の急病やけがなどにも対応する施設としての側面も持ち合わせております。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。収益的収入及び支出でございます。収入決算額は、2ページ上段表の一番上、4億8,644万7,559円、支出決算額は、下段の表の一番上、4億6,505万3,890円で、収支差引額2,139万3,669円が単年度収支として黒字となっております。医業費用に対する医業収益の割合は64.1%で、前年度の67%と比較し、2.9%の減となりました。

次に、3ページ、4ページをお開き願います。こちらは資本的収入及び支出でございます。収入決算額は、4ページ上段の表の一番上、1,410万2,000円、支出決算額は、下段の表の一番上、1,719万7,538円で、収支差引額は309万5,538円の不足となりました。この不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金で補てんをいたしております。この資本的支出は、院内トイレ改修工事及び冷却塔補給水配管補修工事の実施、また、生化学自動分析装置及び超音波画像診断装置の機器の更新などでございます。

なお、業務内容等詳細につきましては、決算書の21ページ以降及び事務報告書に詳しく記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、認定第1号から認定第8号までの決算につきまして提案のご説明をさせていただきましたが、決算認定の意義につきましては、申し上げるまでもございませませんが、歳入歳出予算の執行結果を総合的に確認し、今後の予算編成や財政運営に生かしていくという大切な意義がございますので、慎重なご審議をいただきまして、ご認定を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

次に、日程第22 報告第1号 継続費の精算報告について報告を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 報告第1号 継続費の精算報告についてご説明いたします。

本報告は、平成30年度に終了しました継続費の精算につきまして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをごらんください。平成30年度奥多摩町継続費精算報告書でございます。事業名は、原生活館改修事業で、平成29年度及び平成30年度の2カ年の継続事業として実施したものでございます。

最初に、平成29年度でございますが、全体計画欄におけます年割額（A）は2,496万7,000円で、その右側の実績欄におけます支出済額（C）は計画額と同額の2,496万

7,000 円で行っていました。

次に、平成 30 年度で行いますが、全体計画欄における年割額（A）は 3,793 万 1,000 円で、その右側の実績欄における支出済額（C）は 3,793 万 40 円で、年割額と支出済額の差、（A）引く（C）は 960 円で行いました。

以上から 2 カ年の合計では、表の最下段の計欄をご参照したいと思いますが、全体計画欄における年割額（A）は 6,289 万 8,000 円で、その右側の実績欄における支出済額（C）は 6,289 万 7,040 円で、年割額と支出済額の差、（A）引く（C）は 960 円で行いました。

なお、財源内訳につきましては、すべて一般財源で行いますが、財源補完として東京都市町村総合交付金が含まれておりますことを申し添えます。

以上で、報告第 1 号 継続費の精算報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第 23 報告第 2 号 平成 30 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について、日程第 24 報告第 3 号 平成 30 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告について、以上 2 件は関連がありますので、一括して報告をお願いします。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、報告第 2 号 平成 30 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第 3 号 平成 30 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明をさせていただきます。

初めに、報告第 2 号 平成 30 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてご説明させていただきます。

なお、お手元には奥多摩町健全化判断比率の推移という表題の A 4 横 1 枚の折れ線グラフによります附属資料を配付させていただきました。後ほど使用させていただきますので、よろしくをお願いします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、ご報告するものでございます。この健全化法におきましては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するために 4 つの財政指標を設け、これを健全化判断比率として定めております。

1 枚おめくりいただきまして、平成 30 年度決算における奥多摩町健全化判断比率報告書をごらんください。

最初に、実質赤字比率でございます。これは、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。町の場合、一般会計と都民の森及び山のふるさと村の管理運営事業特別会計の3会計が対象であり、この3会計合計の実質収支額を標準財政規模で除したものが実質赤字比率となります。

平成30年度決算におきまして、分子となる3会計合計の実質収支額は1億6,209万2,000円で、分母となる標準財政規模は25億5,005万8,000円でありました。通常の計算であれば、符合がプラスの6.35%となりますが、健全化判断比率では、赤字や負債の状況を浮き彫りにする必要があるため、赤字の場合をプラスの数値表示とし、黒字の場合はマイナスの決算結果とします。したがって、町の場合は黒字決算であるため、マイナスの6.35%という計算結果となります。ただし、規定によりまして報告書における表示では赤字はないという意味で、数値ではなく、横棒のバー表示としております。このため当該記載欄につきましては、町では赤字はなく、黒字のため、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございます。これは、一般会計等に加え、公立病院や下水道など公営企業等を含む地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを財政規模に対する割合であらわしたものです。町の場合、全8会計となります。

分子は、最初に説明しました一般会計等3会計合計の実質収支額1億6,209万2,000円に国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の実質収支額4,715万円と、病院事業及び下水道事業の企業会計の剰余額2億8,496万2,000円を合算した4億9,420万4,000円となります。これを分母となる標準財政規模25億5,005万8,000円で除しますと19.38%となりますが、分子がいずれも黒字決算のため、先ほど説明しましたように、マイナスの19.38%という計算結果となります。ただし、規定により、当該記載欄につきましては、町は赤字ではなく、黒字のため、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございます。これは、地方公共団体の借入金の返済額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。この返済額には一般会計等での公債費のほかに、下水道事業など特別会計への繰出金のうち、地方債の償還に充てた経費なども含まれております。

平成30年度の単年度比率は6.6%であります。報告書では当該年度までの3カ年平均の比率を記載することとなっているため、5.9%と記載しております。

次に、将来負担比率でございます。これは、地方公共団体の借入金や現在抱えている負

債並びに職員の退職金や加入している一部事務組合が起債した借入金の返済額など、将来にわたって負担しなければならない金額の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合であらわしたものです。

平成 30 年度決算におきましては、分子の地方債の現在高が前年度比較で 1 億 172 万 1,000 円減ったこと。また、将来負担額から控除できる充当可能財源である財政調整基金など積立金の現在高が前年度比較で 1 億 3,448 万 9,000 円増えたこと担当により、その計算結果はマイナスの 61.5%となりました。ここでのマイナスの意味につきましては、将来負担額よりも充当可能財源等が大きいこと、つまり、現状におきましては町の積立基金などにより、先ほど申し上げました将来に負担すべき金額を賄える財政環境に現時点ではあるという状況になっております。当該記載欄につきましては、将来負担が生じているプラス数値の場合のみ数値が記載されますが、町ではマイナスのため、規定により、バー表示となっております。

ただいまご説明しました以外に、報告書の表内には括弧書きの数値が記載されております。こちらにつきましては備考欄記載のとおり、町における早期健全化基準であり、この 4 指標のうち 1 つでも数値が超えますと早期健全化団体となり、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得ることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ個別外部監査が強制適用されます。町におきましては、4 指標のいずれも基準値以下になっており、健全な状態が保たれております。

なお、お手元には奥多摩町健全化判断比率及び資金不足比率の推移としまして、折れ線グラフの附属資料を配付させていただきましたので、ごらんください。

この資料では、4 指標の推移状況をグラフにより示しております。縦軸は比率、横軸は決算年度を示しており、年度によって若干の凹凸もありますが、ここ 6 年間の堅調な推移が見て取れます。

以上で、報告第 2 号 平成 30 年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

次に、報告第 3 号 平成 30 年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてをご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、ご報告するものでございます。

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。公営



企業は、独立採算の原則により、必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって、一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の収支を事前にチェックしております。

1枚おめくりいただきまして、平成30年度決算における奥多摩町資金不足比率報告書をごらんください。

この表は、病院事業会計、下水道事業特別会計の順に記載してございますが、資金不足比率につきましては、公営企業会計における資金が不足しているのか、足りているのかを判断する指標であります。資金不足比率の内容につきましては、それぞれの会計における流動資産から流動負債を差し引いた額がマイナスになりますと資金不足ということで、計算式により比率計算を行った上で表上に記載しますが、資金が足りているプラスの場合は比率の表示は行わず、バー表示の記載をすることとなっています。バー表示下段の括弧内に20.0%と表記しているものが早期健全化基準で、この基準を超えた場合は、早期健全化団体と同様に、経営健全化計画の策定、個別外部監査等が求められます。当町における公営企業等2会計の平成30年度決算における流動資産から流動負債を差し引いた額は、病院事業会計がプラス2億8,496万円、下水道事業特別会計がプラス2,000円と、いずれの会計も資金不足の状況にはないことから、バー表示の記載となっております。

以上で、報告第2号 平成30年度決算における奥多摩町健全化判断比率の報告について及び報告第3号 平成30年度決算における奥多摩町資金不足比率の報告についてのご説明を終わらせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、報告は終わりましたが、平成30年度の各会計決算並びに健全化判断比率、資金不足比率については、それぞれ監査委員の審査に付され、お手元にその審査意見書の写しが配付されております。

本日は、佐久間代表監査委員にご出席をいただいておりますので、審査の経過及び結果についてご報告をいただきたいと思っております。佐久間代表監査委員。

〔代表監査委員 佐久間 勝君 登壇〕

○代表監査委員（佐久間 勝君） 皆さん、こんにちは。ただいま決算審査報告並びに財政の健全化に関する審査報告のご指名をいただきました、昨年度から奥多摩町の代表監査委員を務めさせていただいております佐久間と申します。事務局始め、関係者の皆様のご支援をいただきつつ、微力ながら監査業務を務めさせていただいております。お時間をいただきまして、ご報告申し上げたいと思っております。

まず、決算審査の結果についてご報告申し上げます。

このたび地方自治法の規定により、審査の対象となりましたのは、平成 30 年度の奥多摩町における次の会計の歳入歳出決算でございます。一般会計、都民の森管理運営事業特別会計、山のふるさと村管理運営事業特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の 7 会計でございます。また、地方公営企業法の規定により、審査の対象となりましたのは、同じく平成 30 年度の奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算でございます。

審査実施日は、令和元年 7 月 26 日、8 月 5 日、7 日、9 日の 4 日間でございます。審査実施者は、木村圭監査委員と私、佐久間でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございますが、平成 30 年度のすべての事務事業について決算審査を行い、各課長及び係長から所管事務事業のうち主たる事業の必要性、有効性につき意見聴取を行い、あわせて職員の担当者意識についてもヒアリングを行いました。

次に、審査結果でございますが、平成 30 年度の奥多摩町における全 8 会計の決算書類は、関係法令に準じて作成されており、関係帳簿及び会計伝票並びに証票類とも照合の結果、決算の計数に誤りはなく、預金残高とも符合し、基金の運用状況及び予算の執行も適正かつ正確であり、歳入歳出とも妥当であったことを認めます。

次に、審査概要でございますが、お手元の審査意見書 2 ページの (1) 一般会計から 5 ページの (9) 基金の状況までにそれぞれの会計における状況と内容について記載してございますので、恐れ入りますが、詳しい説明は割愛させていただきます。

また、個々の会計への審査意見につきましても 5 ページから 7 ページに記載してありますので、ご参照いただくこととし、本日は、これまで実施した例月監査、そして昨年度の決算審査等を踏まえ、総括意見を述べさせていただきます。お手元の審査意見書 7 ページから総括として記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

経済成長が成熟期に入って久しい我が国ですが、平成 30 年度は、奥多摩町にとって過疎化や少子高齢化など、解決が困難な課題を抱える中で、第 5 期長期総合計画の 4 年目に当たる年でした。

こうした中、町では、町税の高い徴収率の維持や、国や都からの交付金等財源確保等に努め、その予算を活用して施策の着実な推進に取り組まれた年でした。例えば、これまで多様なメニューで少子化対策や定住化対策に精力的に取り組んだ結果、過疎化への抑制効果が見え始めました。また、拡大する福祉・介護関係への対応については、限られた予算の中で町民ニーズに適合した各種サービスを提供して、引き続き健康なまちづくりや、町

内各地域の活性化を目指し、生き生きとしたまちづくりにも引き続き取り組まれました。そして、3月には、これまでの健康づくりに関する取り組みを今後なお一層、総合的、一体的に推進していくために計画期間を平成31年度からの6年間として、健康増進計画・食育推進計画を策定されました。

これらの施策の実施に当たっては、執行主体としての町長以下、町職員のご尽力、そして、町民の代表である町議会議員による住民ニーズ等の把握に基づく提案や審議、さらには多くの関係者の皆様のご理解とご協力があったからこそ計画が推進できていると理解しており、ここに深く敬意を表したいと思います。

さて、次に、これまでの監査・審査業務を踏まえて気がついた点や、参考にさせていただきたい点を2つ述べさせていただきます。

まず、保有資産の有効活用と関係者との連携でございます。町の保有資産については、ハードとソフト両方あると思いますけれども、関係者との連携等を図りつつ、最大限その有効活用にも努める必要があると思いますが、4つの例を挙げてご説明します。

1つ目は、昨年も指摘させていただきましたが、川乗谷での水力発電設備を活用した環境型トイレの活用です。当初、冬場の水量不足のため取水が困難となって、平成27年の秋ごろから発電できなくなったとのことでしたので、私は、取水機能改善に役立つように、取水にかかわる部材のサンプル、これ、今日ちょっと現物持ってきたんですけど、いわゆる井戸掘りなんかで下につかって詰まらないように取水できる部材なんですけども、こういったものも貸与したり、改良工事のための情報提供も行ったんですけども、その後、改善に向けた取り組みが開始されたとの情報がなかったため、この8月の決算審査で確認させていただきました。その結果、担当課によれば、そもそも取水条件による発電電力不足だけでなく、トイレ自体の処理能力不足、何とこれ1日の処理量が60人が限界であるというトイレがついていたということで、日原の川乗谷は、土日はすごい人気なんで、60人なんてすぐいっぱいになっちゃうと思うんですけども、こういったトイレ自体の限界もあって対応は困難ということで、このため1年たちましたけども、今後の見通しは立たないということでございました。

昨年の繰り返しにもなりますけれども、現地に使用できない旨の看板がついているとはいえ、これまで約4年間、川乗山への登山者に与えてきた町のイメージダウンは今も続いております。ここで私が申し上げたいのは、私がこの問題を例月検査で投げかけたのは昨年の年度当初でございまして、それ以降も解決に向け、支援をしてきたつもりですけれども、この問題を町の重要課題として真剣にとらえ、解決に向け取り組んだり、取り組むよ

うリーダーシップを発揮して部下を指導した管理監督者や幹部職員は残念ながら見受けられませんでした。自分の問題として認識していた職員がどれだけいたかわかりませんが、結果として1年たっても何も状況は進展せず、危機意識の欠如を感じざるを得ません。今、はやっているチョコちゃんが代表監査委員であれば、「ボーっと仕事してんじゃねーよ」というような発言が出てくるかもしれません。

登山者にとっては、グーグルマップにもトイレのシンボル表示があるにもかかわらず、現地には使えないトイレ施設が放置されているから苦情が発生するのです。観光立町を掲げ、クリーンキーパーまで導入して日本一観光トイレがきれいなまちを標榜しているにもかかわらず、このままでは今後もこの状態は変わらず、施設が朽ち果てるまで悪影響を及ぼし続けることでしょう。

対策としては、イベントや工事現場等での簡易トイレを設置するなどにより、トイレ機能の常時確保を前提としつつ、一時保留機能をもたせて水力発電による処理継続の可能性について検討するか、または補助金の返還を伴うかもしれませんが、既存施設を撤去するかのどちらかだと思います。いずれにしても財政措置は必要となりますが、本年第2回定例会では小峰議員も本件について質問されています。本当に町のことを思うのであれば、一日も早く町のイメージダウンを解消できるよう、トイレ設備設置業者等の知恵もかりながら大至急対応策を検討し、実施していただきたいと思います。

2つ目として、町では、学校教育における情報化の推進やIT技術を持った人材の育成を目指して、平成27年度から中学生全員にタブレットを配布し、さらに、翌年度には2つの小学校にも配布し、教師が中心となって授業や各種学習活動で有効活用されているとのことで、子育て世帯にとって非常に魅力ある町独自の施策の一つとなっています。

現在このタブレットは小・中学校合計で232台活用されており、町は回線使用料として年間314万円余りを支出しております。その多くは登校しているときだけでなく、24時間、自宅や通学時にもネット閲覧を始め、各種情報の受発信が可能です。このため家庭での生活に支障のない範囲という条件はつくでしょうが、学校教育だけでなく、町役場と町民との間のコミュニケーションツールとして活用可能か検討する価値があるかもしれません。例えば災害時における被災画像や、他の自治体での地域活性化施策の画像、町への要望などを町に生徒から情報提供したり、逆に、必要に応じ、町から生徒に各種情報を伝達すれば、迅速な災害対応や、町の活性化に役立つのではないのでしょうか。

3つ目として、町では従来から観光立町を標榜しており、いろいろなりフレットを作成・配布しています。直近のパンフレットでは、印刷物のQRコードをスマホで読み取る

と、その観光名所やイベントを動画で見ることができるものとなっております。この動画ソフトはイベント会社等に委託してつくったものですが、町が著作権を保有しています。このため他の既存の観光に関する静止画等ともあわせ、数分程度の観光等に関する紹介ビデオとしてDVD等に編集し、集客効果のある奥多摩駅待合室やもえぎの湯、水と緑のふれあい館、マス釣り場などにDVD再生機とテレビを設置して繰り返し再生し、観光客の目に触れるようにしたらPR効果が高まり、リピーターや口コミが増えるのではないのでしょうか。ちなみに、都庁の1階ロビーでは、5分程度の東京に関するプロモーションビデオを繰り返し再生し、来庁者が見えるようになっています。参考になればと思います。

4つ目として、町では文化会館や福祉会館を利用して、健康増進や社会教育等に資するイベントを定期的で開催しています。このような施設の空き時間を活用して、年数回でもいいですから映画の上映を行い、町民の憩いの場として活用したらいかがでしょうか。現在、映画ソフトはレンタルビデオショップで1週間であれば数百円で借りられますし、特養ホームや福祉施設などにお声をかけて参加者を募れば、集客効果も得られ、認知症等の防止にも役立つかもしれません。高齢者は、移動手段の制約もあり、自分でビデオをレンタルして視聴できる方は少ないと思われるので、福祉面からもメリットはあるものと考えます。

以上、町の保有資産の有効活用と関係者との連携について、4つ例を挙げて説明しました。これまでも努力されていることとは存じますが、なお一層創意工夫等に努めていただければ、それほど予算をかけずに、町の施策の充実強化や生き生きとしたまちづくりに資することができるのではないかと思いますので、少しでも参考になれば幸いです。

もう一つは、働き方改革です。国を筆頭に、民間企業でもワーク・ライフ・バランスの実現など、働き方改革への取り組みは、現代社会の重要課題となっています。一方、行革のトップランナーを走っていることもあり、町の職員の労働状況はこの点について見ると、楽観視できるとは言えないようです。組織によっても異なりますが、超過勤務を平均で月15時間、多い課は月25時間だそうで、有給休暇の取得状況は平均で9.5日、少ない課は6.2日しか取得できていないとのことでした。

そこで、働き方改革への町の取り組みを尋ねたところ、少人数の執行体制で増加傾向にある業務をこなさなければならない町としては、国や都、民間企業は参考にすべきでなく、改善は困難である旨の発言が幹部からありました。確かにそのとおりのかもしれませんが、厳しい現状を放置してよいはずはありません。町では、若手職員が精神疾患を患い、その後、退職した事例も出ており、定時に帰りづらかったり、休暇をとりづらい職場風土が醸

成されているとしたら問題と思います。職員が業務をこなしつつ、どうしたら超過勤務の削減や有給休暇の計画的取得等を行えるかについては、難しい課題だからこそ、幹部職員や管理監督者には重要課題ととらえていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

町の職員が生き生きと働くことができなければ、生き生きとしたまちづくりは困難と思います。町の課題は多様化、複雑化している上、監督官庁からの委任事務も増加傾向にあるため、これまでと同じ仕事のやり方をやっていたら職員はパンクしてしまいます。必要性の少なくなった業務の廃止など、スクラップ・アンド・ビルドやペーパーレスの徹底など、改善に向け積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、総務省の2014年から2017年までの住民基本台帳人口移動報告等のデータを金融庁が集計したところ、人口が増え続けている東京で、世田谷区や大田区など、多くの23区では定年退職後に生活費が比較的安い地方都市や郊外へ移住する転出者が増えており、その受け皿として、多摩地区では八王子市や青梅市、日の出町が転入者が多い上位20自治体に入っているそうです。奥多摩も転入候補地として注目される時代になったととらえられ、今後のテレワークの普及も踏まえると、若者だけでなく、中高年についても定住対策が求められていると言えます。

すべての老若男女の町民が生き生きと暮らせるとともに、町役場がワーク・ライフ・バランスのとれた職場となり、町職員が時代の変化を見きわめながら、それぞれの立場でより適切かつ無駄のない予算執行に努めていただくことを期待して、私からの監査総括意見とさせていただきます。

次に、先ほど報告がなされましたが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により審査に付されました、平成30年度奥多摩町における健全化判断比率算定書類及び資金不足比率算定書類に関する審査の結果についてご報告申し上げます。

審査実施日は、令和元年8月20日で、審査実施者は、木村監査委員と私でございます。

審査手順につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

また、審査結果につきましては、算定記載事項を記載した書類と総括表等を照合の結果、計数等がすべて正しく、適正に書類が作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率についてはともに良好であると認めます。

以上をもちまして、平成30年度の決算審査並びに財政の健全化に関する審査結果につきましての議会報告とさせていただきます。お時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、佐久間代表監査委員の報告は終わりました。

佐久間代表監査委員、大変ご苦労さまでした。あわせて、議会選出の木村監査委員につきましても大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

お諮りします。ただいま上程の認定第1号から認定第8号までについては、議長及び議会選出監査委員である木村議員を除く委員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、本件については決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。

なお、休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出を行い、ご報告願います。

それでは、午後2時25分から再開いたします。

午後2時08分休憩

午後2時25分再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長(澤本 恒男君) 休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出が行われましたので、その結果を報告いたします。

決算特別委員長に3番、澤本幹男議員、同副委員長に4番、清水明議員。

以上のとおり選出されました。

報告を終わります。

○議長(師岡 伸公君) 以上のとおり決算特別委員会委員長は3番、澤本幹男議員、副委員長は4番、清水明議員に決定しました。

会期中に審査が終了するようお願いします。

次に、日程第25 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価(平成30年度分)の報告について報告を求めます。教育課長。

[教育課長 岡野 敏行君 登壇]

○教育課長(岡野 敏行君) 報告第4号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管

理及び執行状況の点検及び評価（平成 30 年度分）の報告についてご説明いたします。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を議会へ報告するものでございます。

報告書の 1 ページをお開きください。第 1 の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について、また、第 2 の施策及び事務事業の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてにつきましては、この報告書を作成するに至った経緯、点検及び評価についての目的や実施方法につきまして記載しております。

3 ページをごらんください。第 3 といたしまして、奥多摩町教育委員会の平成 30 年度活動状況についての報告でございます。3 ページから 4 ページまでは、毎月開催しております教育委員会定例会及び臨時会の会議内容を、5 ページから 6 ページにつきましては、学校行事、外部への視察等の活動内容につきまして掲載しております。

7 ページをごらんください。第 4 といたしまして、教育委員会が平成 30 年度に取り組みました教育行政の基本となる教育目標及びこの目標を達成するための 5 つの基本方針を掲載してあります。

8 ページをお開きください。第 5 といたしまして、第 4 で掲げました 5 つの基本方針に基づき取り組みました教育施策としての 22 の重点項目をそれぞれの基本方針ごとに掲載しております。

10 ページをお開きください。10 ページから 26 ページまでは、町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価となります。第 5 で定めました 22 の重点項目ごとに各分野で取り組みました具体的な事務事業について点検し、自己評価しております。

評価方法につきましては、お戻りいただきまして、2 ページ下段の別表をごらんください。それぞれの施策、事務事業ごとに点検結果を記号を用いて評価しています。二重丸は、事務事業の取り組みが順調に行われている、丸は、おおむね順調である、三角は、やや順調でない、バツは、順調でないという評価でございます。その点検結果の右側にはそれぞれの事務事業についての取り組み概要等を記載しております。

10 ページにお戻りください。この表では、基本方針 1 の重点項目 1 につきまして評価をしております。表中の最初の施策、事務事業名、人権教育の推進と教員の意識の向上につきましては、点検結果といたしまして、丸のおおむね順調に実施している、次の社会体験、自然体験の推進につきましては二重丸の順調に実施しているという自己点検結果とな



っております。

以降、26 ページまでそれぞれの基本方針で定める重点項目に沿って実施した施策、事務事業につき、同様に評価をしておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

なお、今回の点検評価につきましては、平成 30 年度に実施した事業について、平成 30 年度末であります平成 31 年 3 月の状況で評価をしております。今日現在の状況と相違しているものもあろうかと思いますが、ご理解をお願いいたします。

次に、27 ページをごらんください。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 2 項の規定により、毎年その権限に属する事務の執行状況につきまして、自ら点検及び評価を行い、これを教育に関し、学識経験を有する方の意見を聞くことが義務づけられており、その意見聴取の結果でございます。

今回は、点検評価委員といたしまして、社会福祉協議会会長、学校運営協議会副会長及び前教育委員長であります木村光恵様と前青少年対策地区委員会連絡協議会会長、前奥多摩中学校 P T A 会長であります島崎和人様のお二方をお願いをいたしました。

意見聴取をしている中で、教育委員会の事務事業の執行につきまして、さまざまなご意見をちょうだいいたしましたので、その内容につき掲載させていただいております。

全体的な評価としては、おおむね順調に事業が進められており、自己点検結果についても妥当な評価がされているというものでした。個別の意見として主なものを紹介いたしますと、27 ページ下段の児童・生徒・園児間の交流については、ますます充実してほしいなど、よい評価をいただきました。また、28 ページ上段の青少年リーダーの育成については、海外派遣に行った子たちの経験をそこで終わりにするのではなく、後に続く子のために生かしてほしいという厳しい評価をいただきました。

以上、平成 30 年度分の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の概要についてご報告いたしました。

教育委員会では、この報告書を図書館等の施設で公表し、住民皆様からも広くご意見をいただき、点検評価委員から頂戴したご意見とともに、これからの教育行政の適正な事務の管理と執行に生かしていきたいと考えております。

以上で、報告第 4 号 奥多摩町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価（平成 30 年度分）の報告についての説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、報告は終わりました。

次に、日程第 26 議案第 61 号 小丹波（宮ノ下）地内若者住宅建設工事（その 1）請負契約について、日程第 27 議案第 62 号 小丹波（宮ノ下）地内若者住宅建設工事（そ

の2) 請負契約について、以上2件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 議案第61号 小丹波(宮ノ下)地内若者住宅建設工事(その1) 請負契約について及び議案第62号 小丹波(宮ノ下)地内若者住宅建設工事(その2) 請負契約についての2議案につきましては、関連がございますので、一括でご説明させていただきます。

提案理由でございますが、予定価格が5,000万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第16号)第2条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

最初に、議案第61号からご説明させていただきます。

- 1、契約の目的は、小丹波(宮ノ下)地内若者住宅建設工事(その1)でございます。
- 2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
- 3、契約の金額は、7,672万5,000円でございます。
- 4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町丹三郎18番地、株式会社山田工務店、代表取締役、山田隆雄氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第62号のご説明をさせていただきます。

- 1、契約の目的は、小丹波(宮ノ下)地内若者住宅建設工事(その2)でございます。
- 2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
- 3、契約の金額は、7,700万円でございます。
- 4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町氷川76番地、有限会社長田工務店、代表取締役、長田一雄氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと思います。

なお、この2議案に係ります請負契約につきましては、去る7月25日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと、9月11日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） それでは、議案第 61 号の工事概要につきましてご説明させていただきます。入札調書の次のページをお開きください。工事概要でございます。

まず、工事件名は、小丹波（宮ノ下）地内若者定住建設工事（その 1）でございます。

工事場所は、奥多摩町小丹波 468 番地でございます。

工期につきましては、令和 2 年 2 月 28 日まででございます。

工事の概要でございますが、木造 2 階建て 4 棟 4 戸を整備するもので、合計延べ床面積は 231.28 平方メートルの約 70 坪、1 戸当たり延べ床面積は 57.82 平方メートルでございます。間取りは 2LDK で、1 階 LDK 約 9 畳、2 階 6 畳 2 間の戸建て住宅で、設備は、オール電化でございます。構造形式は木造、基礎は鉄筋コンクリート、ベタ基礎でございます。外部仕上げは屋根がガルバリウム鋼板葺き、外壁はサイディングボード貼り、内部仕上げは壁がビニールクロス貼り、腰壁は杉板貼りで、床はフローリング貼りとなります。また、1 戸につき 1 台の駐車スペースを整備する予定でございます。

次のページをお願いいたします。こちらのページは案内図でございます。場所は、小丹波地内、古里駅上部に位置する町有地に建設を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらは配置図となっております。図面左側に網かけで示してございます 101 から 104 が今回の住宅でございます。向かって右側の下段から 101 となっております。駐車場は、101 から 103 が下段の駐車場、104 が上段の駐車場というふうな配置になってございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。こちらは建物の平面図となっております、左側が 1 階部分の平面図となっております。右側が 2 階の平面図というふうになってございますので、ごらんいただければと思います。

それでは、次のページをごらんいただきたいと思います。次のページにつきましては、建物の立面図でございます。一番左側の図面が建物を南北方向であらわした立面図でございます。その右側の図面が建物を東西方向であらわした立面図でございますので、ごらんいただければと思います。

以上で、議案第 61 号の説明を終わります。ご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第 62 号の工事概要につきましてご説明をさせていただきますので、62 号の資料のほうをお願いいたします。

それでは、議案第 62 号の入札調書の次のページをお開きください。工事概要となっております。

工事件名は、小丹波（宮ノ下）地内若者住宅建設工事（その 2）でございます。

工事場所につきましては、同じく奥多摩町小丹波 468 番地、工期につきましては、令和 2 年 2 月 28 日まででございます。

工事概要でございますが、建物概要は、木造 2 階建て、4 棟 4 戸を整備するもので、合計延べ床面積はその 1 と同様でございます 231.28 平方メートルの約 70 坪、1 戸当たりの延べ床面積は 57.82 平方メートルでございます。間取りは 2 LDK で、1 階 LDK 約 9 畳、2 階 6 畳 2 間の戸建てで、設備はオール電化でございます。

以下、構造形式等につきましては、その 1 の工事と同様でございますので、割愛をさせていただきます。

それでは、次のページをごらんいただきたいと思います。案内図がついてございます。こちら先ほどその 1 と同様の工事箇所ということで、小丹波古里駅上部に位置する町有地に建設を行うものでございます。

それでは、もう一枚おめくりいただきたいと思います。こちらのページは配置図になってございます。黒く網かけに塗った部分の 105 から 108 がその 2 の工事区域になります。先ほどご説明した部分が右側の 101 から 104 の部分で、今回その 2 の工事では 105 から 108 の部分を工事するものでございます。

なお、駐車場につきましては、105 から 107 が下段の駐車場、108 が上段の駐車場というふうになっておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、次のページをごらんいただきたいと思います。次のページは、建物の平面図となっております。先ほどのその 1 工事と玄関等が逆ということで、真ん中の道側に向かって玄関があるような形になっておりますが、内容的にはその 1 工事と同様でございますので、ごらんをいただければと思います。

それでは、次のページをごらんいただきたいと思います。こちらは、建物の立面図でございます。一番左側が南北方向にあらわした立面図でございます。その次が東西を示した立面図となっておりますので、ごらんをいただければと思います。こちらについてもその 1 工事と同様でございますが、道を挟んで左右対称になるような形というふうにご理解いただければと思います。

以上で、議案第 62 号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 61 号の質疑を行います。質疑はありませんか。5 番、小峰陽一議員。

○5 番（小峰 陽一君） 5 番、小峰です。

木材をやっぱりどんどん使おうよということでいろいろお話が出ているわけですけど、今回の 8 棟にどのぐらいの木材が追加されているのでしょうか。前の設備と比べてでいいですけど。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 5 番、小峰議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

基本的な構造部材につきましては、これまで建設してきました住宅とほぼ変わらずという木材の使用量でございます。

ただ、今回は内装仕上げといたしまして、1 階から 2 階にかけて腰壁に杉板貼りということで地場産材の活用を予定しているということがございますので、板材につきまして若干量でございますが、今までより木材の使用料が増加になるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 7 番、宮野亨議員。

○7 番（宮野 亨君） 7 番、宮野でございます。

古里の小学校の下に建ててある建物は茶色かったイメージなんですけど、今度の建物はどこに、カラーで外観パースが載っていないので、色合い的なことをちょっとわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（師岡 伸公君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 7 番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

ただいまその 1、その 2 の事業者と打ち合わせをしております、外壁等のプランを今、提案をいただいているところでございますので、複数の提案の中から最終的には決定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。2 番、大澤由香里議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

若者住宅、今まで何棟か建てているんですけども、町民の方から、突然隣に建ち始めて驚いたという意見がちょっと入っております。建てる前に、近隣住民の方に説明をしているかどうか。

あともう一点、泥棒が結構町内に入っているところがありまして、若者住宅の玄関のところにモニター式のあれがついているかどうかというのをちょっと確認させていただきたい。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 2番、大澤議員のご質問にお答えします。

まず初めに、町営若者住宅の建設についてのご質問にお答えさせていただきます。町営若者住宅につきましては、平成21年度に海沢の若者住宅を始めに現在まで事業を進めてきております。町営若者住宅の建設につきましては、まず用地の取得をしてから計画をしていくと。こちらの物件、今回の物件も含めまして、用地を取得する段階で自治会長のほうにお知らせをして、計画目途については案内をしてございます。その後に自治会長様の判断によって、隣組長さんですとか、地域の方に役員会等でお知らせをして、近隣住民の皆様につきましては、用地を取得した後に、こういう建物を建築するという事で隣接地主の皆様には直接担当課のほうから出向いて、そういうお話を現在までさせていただいておりますので、事前に必ず建物が建つ前には、お話を担当課のほうから出向いている状況でございます。

ただし、やはりデザインですとか、構造がどのような形になるかというものについては、用地を取得した段階では明確にお答えができませんので、その部分については計画が具体化した後にご説明するような形になっておりますが、事前にこちらに若者用の住宅が建つというようなことは、近隣の皆様には必ずお知らせして、事業のほうは実施しているところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 2番、大澤議員の2点目のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

最近、泥棒が多く発生しているということで、若者住宅についての安全確保ということであろうかと思えます。モニターにつきましては、今回の設備といたしまして、建物の内側から玄関先の人影がすべてモニターで確認できるインターホン設備をすべて設備してございますので、その点につきましては安心できる設備になっているということで考えております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 1番、木村圭議員。

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

住宅と住宅の真ん中の道路ですけど、これかなり急斜面というんですか、角度きついつい思うんですけど、例えば雪対策とかそういうものはどうなっているんでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 1番、木村議員のご質問にお答えさせていただきます。

図面中央に左右それぞれから使える場内通路が設けられてございます。こちらどうしても地形上の問題から、23%程度の勾配ということになってしまいます。滑りどめ対策といまして、コンクリート舗装にスリットを入れたり、はけ引き仕上げ等を考えて、なるべく冬場の凍結に備えるということで考えてございます。

ただ、敷地内通路ということでございますので、町のほうで直接除雪といったところについては今後の検討とさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 7番、宮野亨議員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

これ若者住宅で勾配が坂であるということですが、ただ、そこを利用するのは若者だけではなくて、宅配業者さんとか、今後、家族、親戚、お年寄りなんかもあるんで、手すりなんていうことも少し頭の隅っこに入れていただければありがたいなというふうに思いますんで、ちょっとそのところよろしくお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 7番、宮野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今ご指摘ございましたとおり、不特定多数の方が場内通路については使われるということが想定されるというお話でございます。全くそのとおりでございます。ですので、敷地内の通路につきましては手すり等の設置につきまして、今後、検討させていただいて実現していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 8番、高橋邦男議員。

○8番（高橋 邦男君） 8番、高橋です。

1点お願いします。以前に造成工事やっているときに、前の道を通ったことあるんですけど、結構大がかりに重機で土壌を削って工事していたような気がします。何かその土壌、地質的に軟弱で、何か問題があったのかどうか。あるいはそれに対して何か対策がしてあるのかどうか、ちょっと教えてください。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 8番、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

造成工事のときに現場をごらんになられたというところで、かなり掘削量が多かったのではないかというようなお話ではないかと思います。畑を過去にやられていた土地ということで、地質的には余り強固な地盤ではございませんでした。そういった関係から、建物の基礎下につきましては地盤の改良事業を実施をいたしまして、地耐力の向上を行っているというところがございます。

○議長（師岡 伸公君） 9番、原島幸次議員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

1件お聞きしたいんですが、今まで古里のところ2カ所、あるいは坂下、あるいは大丹波のほうにも若者住宅が今できているわけです。住んでいる方がおりますので、住んでいる人の意見を聞きながら、よい面、悪い面、その辺も取り入れて設計しているのかどうか。あるいはこれからより快適に過ごすために、そういういろいろな意見を設計の中に取り入れて、新たな若者住宅を造っておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（師岡 伸公君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 9番、原島議員のご質問にお答えします。

ここで町営若者住宅につきましても、かなり多く造っているということで、初めて造ったときには、やはりコンセントの位置ですとか、ドアの形状ですとか、入居者の方がご指摘されるような部分もございました。現在、毎年毎年建設する際にいただいたご意見をもとに、毎年毎年向上して設計に反映しておりますので、今まで入居者の皆様からいただいた部分をすべて反映して設計のほうには取り組んでおりますので、毎年毎年向上しているというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号の質疑を終結します。

次に、議案第62号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。



以上で、議案第 62 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 61 号及び議案第 62 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 26 議案第 61 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 61 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 27 議案第 62 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 62 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 28 議案第 63 号 奥多摩町障害者地域活動支援センター建設工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) それでは、議案第 63 号 奥多摩町障害者地域活動支援センター建設工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 16 号)第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、奥多摩町障害者地域活動支援センター建設工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札により 3 回の入札を行いましたが、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最低入札業者と協議を行い、随意契約といたしました。

3、契約の金額は、1 億 3,779 万 7,000 円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間一三氏でございます。

入札調書につきましては議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと思います。

なお、本請負契約につきましては、去る8月23日に入札を執行いたしまして、現在、仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと、9月11日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 議案第63号の工事概要についてご説明をさせていただきます。入札調書の次のページをお開きください。工事概要となります。

工事件名につきましては、奥多摩町障害者地域活動支援センター建設工事でございます。

工事場所につきましては、奥多摩町棚沢378番4でございます。

工期は、令和2年2月28日まででございます。

工事概要につきましては、建物概要は、軽量鉄骨造2階建て、地域活動支援センターでございます。1階床面積103.61平方メートル、2階床面積も103.61平方メートル。延べ床面積は207.22平方メートルで約63坪となります。1階は、エントランス、そして作業室、工房を中心に販売スペース、給湯室、収納、更衣スペース、女子トイレ、車椅子トイレ男女兼用としております。

2階は、事務室、多目的室、相談室、給湯室、収納、更衣スペース、男女トイレ、さらには多目的トイレ（男女兼用、オストメイト）など、職員の専用の部分となっております。

基礎は、鉄筋コンクリートベタ基礎でございまして、外部仕上げでは、屋根はガルバリウム鋼板葺き、外壁はサイディングボード貼りでございます。

内部仕上げの1階では、エントランスの壁は杉羽目板貼り、床は磁器質床タイル貼り、作業室の壁は化粧けい酸カルシウム板貼り、床はビニール床シート貼り、廊下の壁は杉羽目板貼り、床はカラーコルクタイルとなります。

内部仕上げの2階では、事務室の壁はビニールクロス、床はタイルカーペット、多目的室では壁は杉羽目板貼り、床は磁器質床タイル貼り、相談室の壁はビニールクロス、床はタイルカーペットでございます。

添付図面としましては、次のページをお願いいたします。案内図でございます。

場所は、JR鳩ノ駅前東側、また、鳩ノ巣駐在所の西側の駅前広場となっている町有地に建設を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。案内図、配置図、計画概要でございます。

右側の配置図面、計画建物の左側の部分、1階の屋根下になっている部分の下が販売スペースとなり、その図面下側部分が車1台分の駐車スペースとなっております。

次のページをお願いいたします。平面図、立面図、断面図でございます。

上の図の左側が1階部分、真ん中が2階部分、右側が屋根の、それぞれ平面図で、その下の中の図の左から南側から見た立面図、西側から見た立面図、北側から見た立面図、東側から見た立面図、その下の図が、左からA断面図、B断面図となっております。

建物の全体の特徴といたしましては、障害者が主に利用するため、バリアフリーとして車椅子でも利用可能な通路幅にしてあり、また、1階、2階どちらにも車椅子の方が利用できるトイレを設置しております。そして、2階の多目的室には、障害者等の居場所づくりや、イベントや利用者の休憩スペースに活用し、スライディングウォール、移動間仕切りを設置し、2部屋に分けて利用できるようにしております。エレベーターにつきましては、障害者の方が主に利用する施設であることから、小型エレベーターではなく、障害者が使いやすい大き目のエレベーターを採用しております。

以上で、議案第63号の説明を終わります。ご審議をいただきまして、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第63号の質疑を行います。3番、澤本幹男議員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

利用される方も、また、家族も含めて駐車場はどこを利用すると考えていますか。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 3番、澤本議員のご質問にお答えします。

駐車場につきましては、図面の下側に1台の駐車場があるんですが、実際には2台分のスペースを確保しております。駅前ということで、利用者の駐車場のほうは考えてない状況であります。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 7番、宮野亨議員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

先ほどと同じように外壁の色、これ鳩ノ巣駅やあの辺の空気の感じとバランス的な検討が必要かなと思います。福祉施設であっても、やっぱりあの辺に溶け込んだ違和感のない色合いだとか、少し頭をひねっていただくような形になると思います。

あと、この図面でいきますと、こういう端っこのほうに丸で樹木か何かのデザインだと思うんですけど、そういうところがあるようなんですが、土なんかあると猫が入ってきて、おしっこをしたりというふうな苦情があちこちあるんで、そういうところの配慮も人工芝

で掘れないとか、少し考えていただければありがたいなと思います。

あともう一点、近くに消火栓はあるのかな、そのところをちょっと心配しました。障害者の方が、健康な方とちょっと違って少しハンデがあるのかなと思いました。そういうときにはもし火災、もしなんていうことは要らないんですけど、そうなった場合に安全面からいって消火栓の位置だとか、そういう対応はあるのかな。以上、ちょっとまとまっていらないんですが、よろしく願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 7番、宮野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず外壁の色というところでございます。議員おっしゃられるとおり、駅前ということで鳩ノ巣の駅舎等々含めて周辺環境とマッチする色合いにしていきたいということで考えてございますが、具体的な色等については今後、請負業者含めて設計された設計者の意見等も含めまして検討して、そのような形で周辺にマッチするものにしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それからもう一点、樹木の絵がかかっているよというご指摘でございました。まさしくこれは樹木を意味した絵でございます。東京都の条例で、自然の保護と回復に関する条例という規定がございまして、一定面積以上にこういった福祉施設を整備する場合は、敷地内に緑を設けなさいという規定がございまして。そういったことから、今回外構工事の中で植栽をするということで緑の配置がなされているということでございます。

それから、消火栓の関係のお話があったかと思えます。たしか駅前に2分団で通常管理していただいている消火栓が存在しているというふうに認識しておりますので、有事の際はそちらから水利確保できるものというふうに考えてございます。

もう一点、土間に対する猫の対策というところでございます。こちらにつきましては、今後、現場のほうで工事を進める中で、植栽をするものですからどうしても土が必要という関係もございまして、今後検討させていただいて、猫のふんも含めた対策、こちらについては対応させていただきたいということで、今のところ具体的にこういった対策を行いますというご回答できないんですが、いずれにせよ猫の対策はとっていきたくて考えてございます。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（師岡 伸公君） 7番、宮野亨議員。

○7番（宮野 亨君） 済みません、念を押すようで申しわけないんですが、これは売店みたいな形で何か販売するのに、やっぱり食品を販売するということになると衛生的な面

からも少しそのところよく考えていただきたい。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、1点なんですけども、以前、設計委託費が補正予算でしたか、計上されたときに1点お願いした件が、ご承知のとおり駅前、おくたま斎場ございますんで、時によるとかなり強いにおいが漂ってくるということで、その辺の考慮を設計の段階でお願いした記憶がございます。その辺をちょっと考慮していただいているのかということと、あと、これだけの施設ですけど、地元との交流とか、そういったことがあると思いますので、地域の方がこの施設の中の会議スペース等が利用できるのかどうか、その2点についてお伺いします。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 4番、清水議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。

1点目のご質問でございます。近くに斎場があるというところで、においの関係を考慮する必要があるのではないかとということで、基本設計のときにお話をいただいているということでございます。今回の建物につきましては、外回り、鋼製建具ということでアルミサッシを今、予定を見込んでございます。当然のことながらペアガラスということで、防音性等も持たせた、それから外気についてもシャットアウトするという製品を設計の中では見込んでございますので、そちらで対応はできるものというふうに考えてございます。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 4番、清水明議員の質問にお答えします。

地域との交流等ということでご質問いただきましたが、早速ご決定いただきましたら、自治会を通じまして、自治会ともお話をいたしたいと思えます。

それと、先ほど説明いたしましたが、2階のほうにも利用者が利用できるスペースも設けておりますので、そちらのほうを活用させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

先ほど宮野議員から色のことも聞かれましたけれども、これ非常にすばらしい建物だと

思うんですが、利用者の方とか、関わっているたんぼぽの方とかのご意見というのは反映されているんでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 2番、大澤由香里議員のご質問にお答えいたします。

現在、氷川にありますシルバーワークプラザの1階で、地域活動支援センターとしまして事業を受託しています特定非営利活動法人たんぼぽの会、そちらのほうとももちろんお話を進めている計画でございます。もちろん活動拠点を望む声があったということで、手狭であるというそういったことから、このような施設をつくる経緯に至ったわけでありますので、お話等は十分伺って進めているものでございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

入札に参加した業者名と最低価格を教えてくださいませんか。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、小峰議員さんのご質問にお答え申し上げます。

入札経過の状況でございますけれども、議案のほうに添付してございますのは最後の3回目の状況ということですので、1社のみということですが、当初、指名業者は12社ございました。その中で会社名をということですが、こちらにつきましては今日ご決定いただいた後、また、ホームページ等にも載せていきますけれども、今、申し上げますと、井戸鉄建株式会社、岩浪建設株式会社、奥多摩建設工業株式会社、株式会社カトービルドシステム、佐久間建設株式会社、島崎建設株式会社、株式会社島田組、砂川建設株式会社、株式会社田中建設、株式会社長井工務店、中村建設株式会社、扶桑建設株式会社、以上でございます。

また、予定価格のほうでございますけれども、こちらにつきましては税抜きということになります、1億2,527万円ということでございます。契約金額が議案のほうで消費税及び地方消費税を含むということですので、これから税を除いた金額ということがただいま申し上げた金額となります。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

佐久間さんの入札金額というのはわかるんですか。随意契約前の金額。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 佐久間建設の入札金額ということで、合計3回、札を入れているので、そうしますと、1、2回目をお伝えすればよろしいということで、確認なんです、そういうことでよろしいですか。

○5番（小峰 陽一君） 3回目の数字で金額が足りないから、そこから随意契約するんじゃないの。違うの。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 済みません、入札は、規定によりまして3回目まで札が入れられるということになっていまして、今回の場合ですと、予定価格は先ほど申し上げました1億2,527万円でございます。3回札を入れて、その金額以下になれば落札ということになるんですけれども、そこにならないので、不落の随意契約という手続をとったんですが、3回目に入れた金額というのが入札調書にございます1億3,500万円ということでございました。その前に2回入れていますので、一番最初に入れた金額が1億3,700万円、2回目が1億3,600万円ということで、3回目がこの議案に添付してございます1億3,500万円だったんですけれども、ここと差が出まして、最終的には予定価格の金額で協議させていただいて、予定価格で不落の随意契約をさせていただいたという状況でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第63号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第28 議案第63号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第63号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第29 議案第64号 奥多摩駅前観光トイレ改築工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 64 号 奥多摩駅前観光トイレ改築工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、奥多摩駅前観光トイレ改築工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、5,544 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 842 番地、小山建設、小山政雄氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

なお、本請負契約につきましては、去る 8 月 23 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日、議決をいただきますと、9 月 11 日が本契約となります。

工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 64 号の工事概要につきましてご説明をさせていただきます。

入札調書の次のページをお開きください。工事の概要でございます。

工事件名は、奥多摩駅前観光トイレ改築工事でございます。

工事の場所は、奥多摩町氷川 210 番地 2 でございます。

工期につきましては、令和 2 年 2 月 28 日まででございます。

工事の概要でございますが、建物の概要につきましては、木造平屋建て、地上 1 階の観光用公衆トイレを整備するもので、延べ床面積は 81.47 平方メートルとなります。設備につきましては、男子トイレは、大が 4 基、小が 6 基、子ども用が 1 基、手洗い 3 基となります。女子トイレにつきましては、大が 10 基、手洗いが 4 基となります。男女別のトイレのほかに、車いす対応便器、オストメイト、ベビーシートを配置しただれでもトイレを 1 室、ベビーシート、チェアを配置した乳児連れ用トイレを 1 室、足洗い場を 2 基整備いたします。



構造形式は、木造在来軸組工法でございます。基礎は、鉄筋コンクリートのベタ基礎となります。外部仕上げにつきましては、屋根がガルバリウム鋼板葺き 0.4 ミリ、外壁がサイディングボード貼り 16 ミリとなります。内部仕上げにつきましては、壁が化粧けい酸カルシウム板貼り 6 ミリ、床が磁器質床タイル貼りノンスリップ加工となります。

次のページをお願いいたします。案内図でございます。場所につきましては、現在、奥多摩駅前トイレが建っている場所と同じ場所となります。

次のページをお願いいたします。これにつきましては配置図でございます。基本的に現在のトイレの場所へ建設を行いますが、左側に張り出している部分が旧京王自動車の詰所があった場所となり、そこへだれでもトイレと乳児連れ用トイレの建設を行うような形となります。

次のページをお願いいたします。建物の平面図でございます。右側に女子トイレ、中央に男子トイレを配置し、女子トイレと男子トイレの入り口部分の間に足洗い場 2 基と手洗い器 1 基を配置をさせていただきます。また、左側の張り出し部分にだれでもトイレ 1 室と乳児連れ用トイレ 1 室を配置いたします。

次のページをお願いいたします。立面図でございます。左側上段が建物を南方向の正面入り口側から見た図面となります。左側下段が北方向の線路側からあらわした立面図でございます。立面図の右側上段が建物を東方向からあらわしたもので、立面図の右側下段が建物を西方向の奥多摩駅舎側からあらわした立面図となります。

以上で、議案第 64 号の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 64 号の質疑を行います。10 番、村木征一議員。

○10 番（村木 征一君） 10 番、村木でございます。

1 点教えていただきたいと思うんですけれども、今のトイレを解体をしてそこへ造るということですが、仮設トイレか何かを造るのかどうか教えていただきたいと思いません。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 解体後の仮設トイレというお話でございます。現在の建物の解体を 10 月に予定しておりますが、その前段で 9 月末までに仮設トイレのほうを設置をする予定であります。場所といたしましては、現在のトイレの前、大木戸稲荷の前のところに仮設トイレの建設を行う予定でございます。

○議長（師岡 伸公君） 7番、宮野亨議員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野でございます。

ずっと繰り返して、マッチした色でひとつよろしくをお願いします。

聞きたいのは、現在あるトイレよりかなり広くなると思うんですけども、四畳半が2つぐらいとか、8畳ぐらいの広がりになるのか、広さをちょっとわかりやすく教えていただきたいのと、便器なんですけど、大便のほうの便器なんですけど、今まであちこちのトイレがきれいになっていてすごく気持ちいいんですよ、使わせていただいて。また、便器も最新型なので、すごくフィットして使いやすいんですけど、たまに大丹波国際ニジマス釣場のトイレ使うんですけど、あの型の便器なのか、それ以上にもっといい形の便器がつくのか、そのところのちょっと確認させてください。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 7番、宮野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、広さということでございますが、工事概要書の1枚目にも記載がございますが、81平方メートル程度ということですので、イメージとしましては25坪ぐらい、概略大きさというふうにイメージしていただければよろしいかというふうに思います。

○7番（宮野 亨君） 現在あるトイレよりどのぐらい大きくなるのかという、簡単にイメージさせてくれればいいんです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 今のトイレ、現状のトイレから簡単に言いますと、だれでもトイレというのが今回設置されていると思うんですけど、この分は確実に大きくなるというようなイメージをしていただければよろしいかと、わかりやすいかと思うんですけど。

あと、便器の数でございますけど、先ほどご説明にもございましたが、女性のほうで大が10基ということで、もともとが大が7基ということでございましたので、繁忙期等を含め、秋の紅葉シーズン含め、数は大きくとってございます。

便器の仕様は、現在、駅前にあるトイレの便器、かなり古いものですから、近年のイメージとしましたら、商業施設に設置されているきれいなトイレがあらうかと思えます。この辺でいきますと、固有名詞になりますけど、イオンモールですとか、あぁいった商業施設についているような現在型の便器の設置を考えてございます。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） 3番、澤本幹男議員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

奥多摩駅前ということは、非常に本当に奥多摩の顔の部分もあるので、清掃なんかもやっぱりほかよりもちょっと多くするという事は考えているんですか。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

現在、奥多摩駅前トイレにつきましては、クリーンキーパーのほうで清掃を行っております。今現在も非常にきれいに清掃を回数も含めてやっておりますので、現行と同じ形で清掃は考えております。

また、内装材等も、先ほどご説明させていただきましたが、化粧けい酸カルシウム板というかなり清掃が楽な、清潔な内装材を使うということで、こちらについてもクリーンキーパーのほうからもなるべく木材とかだと傷みやすいというようなお話もありますので、清掃しやすい内装材を使用しているということで、トイレについては引き続き、きれいに清掃していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） 2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

図面だとちょっとよくわからないんですが、高齢者の方も使われると思うんですが、手すりとか、あと、つえのひっかけるところとかはつくんでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 2番、大澤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

高齢者の方もお使いになるということで、手すりであるとか、そういった部分についてカバーできているかという話ではないかと思いますが、だれでもトイレの中につきましては車いすのみならず、どなたでも快適に使える設備として、手すりであるとか、また、物かけであったりというものが配置される予定になってございますので、その辺はだれでもトイレの中でカバーできるものというふうに考えてございます。

○議長（師岡 伸公君） 2番、大澤由香里議員。

○2番（大澤由香里君） 済みません、今の質問に関連して、図面の女子トイレの一番手前のところに、これは手すりではなくて、あれですか。ベビーシートがあって、こちらにあるのは、これが手すりではない。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 今、図面の中での絵のご指摘がございましたが、女子

トイレの一番手前の列の2つについては、こちらにも手すりは当然つけてございます。ですから、一般トイレの中でもこういった施設を設置しているトイレブースが存在するというところでございます。

○議長（師岡 伸公君） 1番、木村圭議員。

○1番（木村 圭君） 1番、木村です。

外部仕様なんですけど、外壁がサイディングボードというふうになってはいますが、こういうところには木材とかそういうのは使えないんでしょうか。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 1番、木村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

外壁につきましては、窯業系のサイディングボードでございます。これは、セメント系のけい酸等を練って成形した板で造った建築資材でございます。色等については、今後、設計者や皆さんの意見を伺いながら検討させていただきたいと思うんですが、木材については、やはり外部につきましても水の問題、また、耐用年数の問題等もございまして、今回の計画の中では外壁についてはサイディングボードの採用ということでさせていただいております。

○議長（師岡 伸公君） 1番、木村圭議員。

○1番（木村 圭君） せっかく奥多摩駅が木材でやっていて、もう50年以上もっているわけですから、何年もたせようと思っているのか知りませんが、木材でいいんじゃないですかね。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 1番、木村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

サイディングボードということでご説明させていただいているんですが、製品の中には木目を模したサイディングボードもございます。小丹波の学校下の住宅等には、そのような形で木目を配したサイディングボードを採用させていただいている経緯もございますので、今後、色目、また模様も含めて、なるべく木材に近いということにもっていきたいと考えてございまして、ご理解をいただきたいというふうに思えます。

○議長（師岡 伸公君） 4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。

今のトイレは、かなりデザイン性も力が入っていたと思うんですけども、今のちょっと

回答で、木村議員に対する回答の中に、メンテナンスというような説明が入っていました。今度のトイレについては、そういったデザイン性というよりも、そちらのほうを重視されているのかどうかということ。

それから、さっきもおっしゃっていましたが、木材をかなり使っていたということで、今までとはそういった面でも大分雰囲気が変わるのかという、その2点です。お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 4番、清水議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどの木村議員のご質問も含めて、外壁についてはサイディングボードでということの説明をさせていただきました。やはり、今回の施設につきましては、とにかく清潔感を第一に全面的に押し出していきたいというところがございます。これは先ほどもちょっとお話しさせていただいたんですが、商業施設なんかのトイレはかなりきれいにされておりまして、清潔感がかなり感じられるというところがございますので、駅前のトイレにつきましても、そういった環境、雰囲気に近づけていきたいというような考え方でございます。

また、デザインにつきましては、その辺のメンテナンス性と同様に考えまして、バランスのとれたところで今回、設計の成果として提示をさせていただいているという考えでございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 内装については非常にきれいな仕上がりになるんだというふうには感じはします。ただ、外側は木材でもいいじゃないかという、本当にそういう気がするんですけど、どうですか。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今いろいろご意見をいただきまして、できるだけ木材を使えということですが、1つは、皆さん、木材の場合には、ある一定の大きな木材を使わないと非常にメンテナンス、あるいは早く腐ってしまいます。1つの例として、氷川のキャンプ場、あれ建て替えました。ほとんど木材使っていたんです。ほとんど下が腐ってしまいました。今、鳩ノ巣にある大きなトイレ等々については、非常に大きなログを使っていますから、そういう意味では、木材を太目のやつを使わなきゃいけないということが一つありまして、いろいろ検討させていただきました。

それから、清水議員が言われたデザインの問題、これは、入っていただくとわかります

ように、ちょうど三角のところにいろんな工夫をしています。今回、非常に奥多摩駅前の乗降客が増えていますから、ある意味では使いやすさ、あるいは大勢の人たちが並んでいるような状態をどう解消するかということで、女性の便器については増やしました。そういう点で、使いやすさの機能の問題を主にいたしました。皆さん、木材の問題では、檜原村で6,000万円のトイレを造ったというようなことが非常に頭にあるのではないかと思いますけれども、むしろ、そういう特徴的なものも、檜原のトイレはいいと思うんですけれども、私たちの場合には、来たお客さんが今まで以上に快適に、あるいは多くの人たちが利用してもらうためにどうしたらいいか。それは面積の問題もありますし、お金の問題もありますから、そういう判断をさせていただいたということでございます。

ご意見いろいろあって、やれる部分とやれない部分がありますけれども、皆さんのご意見を含めて、まだまだ若干検討の余地がある部分もあるようですので、それを含めて実行させてもらいたいというふうに思っております。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。7番、宮野亨議員。

○7番（宮野 亨君） ガルバリウム、それを張った後に薄い杉板材を張ることもできるんで、今後それをやればいいことかなと私は個人的には思います。

以上です。

○議長（師岡 伸公君） ご意見としてよろしいですか。

○7番（宮野 亨君） はい。

○議長（師岡 伸公君） 5番、小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） これも意見で構わないんですけど、檜原は木材の腐食防止用にガラスのコーティングしているんですね。それが非常に効果的だという話も聞いていますんで、もし参考になれば、そんなことも考えていただければありがたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） ほかに。河村町長。

○町長（河村 文夫君） ある一定の大きい材木を使わないと、もちが悪いんですよ。これは事実なんです。さっきお話ししましたように、氷川のキャンプ場で小さな丸太の材木使いました、現実には。実行してみましたところ、ほとんど水を使う下側がほとんど腐ってしまいました。本来、更新するより早く、みんなが来るところであるんで、キャンプ場の上のトイレは改築しました。そういういろんな状況がございますので、おっしゃっているいろんな意見はわかるんですけれども、今回は、そういう問題を含めて総合的に使いやすさ、あるいは便器の数の多さ、それから、今回の便器についてもウォシュレットを全部使っています。それから、身障者用のトイレも2つ増やしました。そういうふうな使い勝

手のよい部分をしながら、皆さんが言っている、私も木材をうんと使ってもらいたいと思っています。したがって、便所の問題もそうですし、それから、鳩ノ巢の障害者の問題もそうですけれども、できるだけ木材が使えるところは使えという指示をしているところでございます。それから、若者住宅もそうですけれども、従来から皆さんに見ていただけたけれども、少なくとも腰板ぐらいは木材を使っていけるんじゃないかという工夫をしながら、少しずつ木材を使いながらやっているという状況でございますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 64 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 64 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 29 議案第 64 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 64 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思っております、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 4 時から再開いたします。

午後 3 時 43 分休憩

午後 4 時 00 分再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 30 議案第 65 号 大丹波国際釣場管理棟建設工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 65 号 大丹波国際釣場管理棟建設工事請負契約の変更についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、令和元年第 2 回奥多摩町議会定例会におきまして、議案第 46 号として提出し、ご決定をいただきました、大丹波国際釣場管理棟建設工事請負契約につきまして、内容の一部に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

変更の内容でございますが、1、変更前の金額は、1 億 9,580 万円。

2、変更後の金額は、1 億 9,922 万 1,000 円となります。

3、契約の相手方は、従来どおり、東京都西多摩郡奥多摩町小丹波 45 番地、佐久間建設株式会社、代表取締役、佐久間一三氏でございます。

現在、変更につきましの仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと本契約となります。

変更されました工事概要につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） それでは、議案第 65 号の工事概要につきましてご説明をさせていただきます。

2 ページ目をお開きください。変更工事概要でございます。

工事件名は、大丹波国際釣場管理棟建設工事でございます。

工事場所は、奥多摩町大丹波 114 番地でございます。

変更の理由でございますが、施工状況により川側部分が軟弱な地盤と判明し、地盤の補強並びに法面安定化を図るため、石積工を増変更するものでございます。

変更概要につきましては、70 平方メートルの石積工を行うものでございます。

次ページをお願いいたします。変更図でございます。赤い斜線部分が変更箇所になります。

説明については以上でございます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 65 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 65 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 65 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 30 議案第 65 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 65 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 31 議案第 66 号 自治功労者の決定に同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 66 号 自治功労者の決定に同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、奥多摩町表彰条例（平成元年条例第 22 号）第 3 条の規定により前田悦男氏を表彰したいので、同条第 9 条第 1 項の規定により議会のご同意を求めるものでございます。

自治功労表彰につきましては、町表彰条例で自治表彰を受けた者が退職し、その功績が極めて顕著であったもの並びに自治の振興に多大なる貢献があったものに対して行うと定めております。

前田悦男氏の経歴等につきましては、お手元に配付いたしました略歴書のとおりでございます。議案書 1 枚おめくりください。前田悦男氏ですが、奥多摩町氷川 160 番地、年齢は 70 歳でございます。前田氏は、公選職歴の部分で、平成 4 年 5 月 24 日から平成 27 年 11 月 30 日まで 6 期、23 年 6 カ月と 7 日、議員としてご活躍され、この間、議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、西多摩郡町村議会議長会会長、多摩川南岸道路建設促進協議会会長等、幅広く町の自治振興・発展に多大な貢献をされました。

前田氏の業績につきましては、皆様が等しく認めるところでございまして、奥多摩町表彰審査委員会にお諮りいたしましたところ、全員一致の賛意の答申を得ましたので、奥多摩町表彰条例第 9 条第 1 項の規定により、議会の同意を得るものでございます。

なお、本日ご同意いただきましたら、本年 11 月 3 日に予定しております功労者表彰式におきまして表彰させていただきます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 66 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 66 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 66 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 31 議案第 66 号について同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 66 号については同意されました。

次に、日程第 32 議案第 67 号 奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることについてを議題とします。

ここで審議の対象となる教育長、若菜伸一君には、審議が終了するまで退席を求めます。

〔教育長 若菜 伸一君 退席〕

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 67 号 奥多摩町教育委員会教育長の任命の同意を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会のご同意を求めるものでございます。

住所でございますが、奥多摩町川野 66 番地 3、氏名、若菜伸一、生年月日、昭和 33 年 4 月 29 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会教育長、若菜伸一氏が令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任といたしまして、同若菜伸一氏を教育委員会教育長とし

て任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

若菜伸一氏の学歴、経歴等につきましては、お手元の議案書を1枚おめくりいただき、略歴書のとおりでございますが、若菜伸一氏は、平成28年10月1日から教育長を務められており、経験、識見ともに適任でございますので、引き続き教育長として任命いたしたく議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第67号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第67号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第67号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（師岡 伸公君） ただいまの出席議員は11名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に2番、大澤由香里議員、3番、澤本幹男議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（師岡 伸公君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第32 議案第67号 若菜伸一君を奥多摩町教育委員会教育長に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1番、木村圭議員から順次投票願います。

(投票)

○議長（師岡 伸公君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。2番、大澤由香里議員、3番、澤本幹男議員に立ち会いをお願いいたします。

(事務局開票作業)

○議長（師岡 伸公君） それでは、投票の結果を報告します。投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票、以上のとおり賛成が多数であります。よって、若菜伸一君を奥多摩町教育委員会教育長に任命することについては、これを同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（師岡 伸公君） ここで、退席している若菜伸一君に着席を求めます。

〔教育長 若菜 伸一君 着席〕

○議長（師岡 伸公君） 次に、日程第 33 議案第 68 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 天野 成浩君 登壇〕

○総務課長（天野 成浩君） 議案第 68 号 奥多摩町教育委員会委員の任命の同意を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所でございますが、奥多摩町小丹波 519 番地、氏名、石田充法、生年月日、昭和 19 年 9 月 27 日生まれでございます。

理由でございますが、教育委員会委員、石田充法氏が令和元年 9 月 30 日をもって任期満了となりますので、その後任として、同石田充法氏を教育委員会委員として任命いたしたく、議会のご同意を求めるものでございます。

石田充法氏の学歴、職歴、経歴等につきましては、お手元の議案書を 1 枚おめくりいただき、略歴書のとおりでございます。石田充法氏は、平成 27 年 10 月 1 日から教育委員会

委員を務められておりますが、この委員として人格、識見、経験ともに適任でございますので、引き続き任命いたしたく、議会のご同意をお願いするものでございます。

ご審議をいただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 68 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 68 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 68 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

なお、採決は無記名投票により行います。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（師岡 伸公君） ただいまの出席議員は 11 名であります。

次に、開票立会人を指名します。会議規則第 30 条第 2 項の規定により、開票立会人に 4 番、清水明議員、5 番、小峰陽一議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（師岡 伸公君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

日程第 33 議案第 68 号 石田充法君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについて、これに同意することを可とする議員は賛成に、否とする議員は反対を表し、投票箱に投票願います。

それでは、1 番、木村圭議員から順次投票願います。

（投票）

○議長（師岡 伸公君） 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。4番、清水明議員、5番、小峰陽一議員に立ち会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(師岡 伸公君) それでは、投票の結果を報告します。投票総数 11 票。有効投票 11 票。有効投票中、賛成票 11 票、以上のおり賛成が多数であります。よって、石田充法君を奥多摩町教育委員会委員に任命することについては、これを同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(師岡 伸公君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 9 月 11 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 4 時 24 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員